

障がいのある児童生徒の
就学事務の手引

令和7年度改訂版

宮崎県教育委員会

はじめに

我が国の、障がいのある子どもとその保護者及び教育委員会等の関係機関等を取り巻く環境は、共生社会の形成に向けた大きな変化の中にあります。

学校教育は、障がいのある子どもの自立と社会参加を目指した取組を含め、「共生社会」の形成に向けて、重要な役割を果たすことが求められています。そのためにもインクルーシブ教育システムの構築のための特別支援教育の推進が必要となります。

このような中、平成25年9月の学校教育法施行令の一部改正により、障がいのある児童生徒の就学先を決定する仕組みが改められました。同年10月に文部科学省が「教育支援資料」を作成し、インクルーシブ教育システムの構築の視点に立った、教育相談・就学先決定のプロセスが示され、今後の教育相談・就学相談のあり方が具体的に記されました。

さらに、令和3年1月には、「新しい時代の特別支援教育の在り方に関する有識者会議報告」がとりまとめられ、我が国の特別支援教育に関する方向性が改めて示されました。同有識者会議報告を踏まえ、「教育支援資料」の内容について、障がいのある子どもの就学先となる学校（小中学校等、特別支援学校）や学びの場（通常の学級・通級による指導・特別支援学級）の適切な選択に資するよう改訂が行われ、就学に係る一連のプロセスとそれを構成する一つ一つの取組の趣旨を、就学に関わる関係者のすべてに理解してもらうために、「障害のある子供の教育支援の手引」と名称が改定されました。

この新たな手引では、障がいのある子どもの「教育的ニーズ」を整理するための考え方や、就学先となる学校や学びの場を判断する際に重視すべき事項等の記載を充実するなど、障がいのある子どもやその保護者、市町村教育委員会を始め、多様な関係者が多角的、客観的に参画しながら就学を始めとする必要な支援を行う際の基本的な考え方が記載されています。

今後、「相談支援ファイル」や「個別の教育支援計画」を作成・活用しながら、早期からの教育相談や就学相談を行うことにより、就学期における本人・保護者と市町村教育委員会、学校等が、教育的ニーズと必要な支援について合意形成を図っていくことが重要です。さらに、就学後も子ども一人一人の発達の程度、適応の状況、学校の環境等を勘案しながら、随時、最も適切な「学びの場」について検討していくことが重要となります。

このような国の動向を受け、本県におけるインクルーシブ教育システムの推進と諸制度等の変更に対応するため、本手引きの改訂を行うことにしました。

令和7年4月

宮崎県教育委員会

目 次

I 就学事務を行う上での留意事項

1 就学先の決定の在り方	1
2 就学後の学びの場の柔軟な見直し	1
3 教育の対象となる障がいの種類と程度	
(1) 特別支援学校	3
(2) 特別支援学級、通級による指導	3
① 特別支援学級の対象者	4
② 通級による指導の対象者	4
4 特別支援学校の概要及び連絡先	
(1) 特別支援学校の概要	5
(2) 特別支援学校の連絡先	6
(3) 特別支援学校への入学・転学する場合の学校見学や教育相談	6
5 特別支援学校へ入学する場合の手続き	
(1) 未就学児の特別支援学校への入学について	7
(2) 小学校卒業後の特別支援学校中学部への入学について	7

II 就学手続Q&A

Q1 転学日の設定について教えてください。	8
Q2 県外の特別支援学校等への就学手続について教えてください。	9
Q3 宮崎大学医学部附属病院や県立宮崎病院に入院中にはどのような教育が受けられますか。	10
Q4 特別支援学校に在籍する者の氏名や住所等に変更が生じた場合は、どうすればよいですか。	10
Q5 特別支援学校小学部又は中学部の全課程を修了した場合の手続について、教えてください。	10

Ⅲ 手続要領	11
Ⅳ 様式	34
【参考資料】	83

I 就学事務を行う上での留意事項

1 就学先の決定の在り方

平成25年9月の学校教育法施行令の改正により、就学先となる学校や学びの場の判断・決定に当たっては、障がいのある子どもの障がいの状態のみに着目して画一的に検討を行うのではなく、子ども一人一人の教育的ニーズ、学校や地域の状況、保護者や専門家の意見等を総合的に勘案して、個別に判断・決定する仕組みへと改められました。特に、その際、子ども一人一人の障がいの状態等を把握して教育的ニーズを明確にし、具体的にどのような支援の内容が必要とされるかということを整理することが重要となります。そして、自立と社会参加を見据えて、その時点で教育的ニーズに最も的確に応える指導を提供できる就学先となる学校や学びの場について、教育支援委員会等において検討を行うとともに、市町村教育委員会が総合的な判断を行い、本人及び保護者、教育委員会及び学校との合意形成を進めた上で、最終的には市町村教育委員会が決定することとなります。こうした一連のプロセスとそれを構成する一つ一つの取組の趣旨を、就学に関わるすべての関係者が十分に理解することが重要です。

市町村教育委員会は、就学先となる学校や学びの場の検討に当たり、教育学、医学、心理学等の専門家の意見を聴取することが必要であり、教育支援委員会等にそれぞれの専門家が参加して多角的、客観的に検討を行うことが必要です。なお、専門家からの意見聴取は、市町村教育委員会による就学先となる学校や学びの場の総合的な判断に資するように実施されるものであり、就学先を決定するのは、教育支援委員会等ではなく、あくまでも市町村教育委員会であることに留意することが必要です。

障がいのある子どもの教育に関する基本的な方向性としては、障がいのある子どもと障がいのない子どもが、可能な限り同じ場で共に学ぶことを目指すべきです。その場合には、それぞれの子どもが、授業内容が分かり学習活動に参加している実感・達成感をもちながら、充実した時間を過ごしつつ、生きる力を身に付けていけるかどうかを最も本質的な視点です。

2 就学後の学びの場の柔軟な見直し

就学時に、小学校段階6年間、中学校段階3年間の学校や学びの場が固定されてしまうわけではありません。就学後の学びの場をスタートにして、可能な範囲で学校卒業までの子どもの育ちを見通しながら、小学校段階6年間、中学校段階3年間の就学先となる学校や学びの場の柔軟な見直しができるようにしていくことが必要です。

そのためには、子ども一人一人の発達の種類、適応の状況、各教科等の学習の習得状況、自立活動の指導の状況、交流及び共同学習の実施時間数の状況等を勘案しながら、学びの場の変更や転学ができることを、保護者を含めたすべ

ての関係者が共通理解することが重要です。その上で、市町村教育委員会が定期的に教育相談を実施し、個別の教育支援計画や個別の指導計画に基づく関係者による会議などを行い、それらの計画を適切に評価しながら、対象となる子どもの教育的ニーズの整理と必要な支援の内容を検討・確認し、必要に応じて教育支援委員会等の助言を得つつ、就学先となる学校や学びの場の柔軟な見直しに努めていく必要があります。

なお、この場合においても、本人及び保護者と市町村教育委員会や学校等間で就学先となる学校や学びの場の変更について合意形成が図られた後、最終的には市町村教育委員会が、子どもの就学先となる学校や学びの場の変更を決定します。

(引用) 障害のある子供の教育支援の手引

～子供たち一人一人の教育的ニーズを踏まえた学びの充実に向けて～
文部科学省初等中等教育局特別支援教育課 令和3年6月



3 教育の対象となる障がいの種類と程度

(1) 特別支援学校

特別支援学校における教育の対象となる子どもの障がいの程度については、学校教育法施行令第 22 条の 3 に定められています。

(視覚障害者等の障害の程度)

第 22 条の 3 法第 75 条の政令で定める視覚障害者、聴覚障害者、知的障害者、肢体不自由者又は病弱者の障害の程度は、次の表に掲げるとおりとする。

区 分	障 害 の 程 度
視覚障害者	両眼の視力がおおむね 0.3 未満のもの又は視力以外の視機能障害が高度のもののうち、拡大鏡等の使用によっても通常の文字、図形等の視覚による認識が不可能又は著しく困難な程度のもの
聴覚障害者	両耳の聴力レベルがおおむね 60 デシベル以上のものうち、補聴器等の使用によっても通常の話声を解することが不可能又は著しく困難な程度のもの
知的障害者	一 知的発達が遅滞があり、他人との意思疎通が困難で日常生活を営むのに頻繁に援助を必要とする程度のもの 二 知的発達遅滞の程度が前号に掲げる程度に達しないものうち、社会生活への適応が著しく困難なもの
肢体不自由者	一 肢体不自由の状態が補装具の使用によっても歩行、筆記等日常生活における基本的な動作が不可能又は困難な程度のもの 二 肢体不自由の状態が前号に掲げる程度に達しないものうち、常時の医学的観察指導を必要とする程度のもの
病弱者	一 慢性の呼吸器疾患、腎臓疾患及び神経疾患、悪性新生物その他の疾患の状態が継続して医療又は生活規制を必要とする程度のもの 二 身体虚弱の状態が継続して生活規制を必要とする程度のもの

備考

- 一 視力の測定は、万国式試視力表によるものとし、屈折異常があるものについては、矯正視力によって測定する。
- 二 聴力の測定は、日本産業規格によるオーディオメータによる。

(2) 特別支援学級、通級による指導

障がいのある児童生徒を小・中学校の特別支援学級及び通級による指導において教育する場合のその教育の対象となる障がいの程度については、「障害のある児童生徒等に対する早期からの一貫した支援について」（平成 25 年 10 月 4 日付け 25 文科初第 756 号文部科学省初等中等教育局長通知）に示されています。

① 特別支援学級の対象者

区 分	障 害 の 程 度
知的障害者	知的発達の遅滞があり、他人との意思疎通に軽度の困難があり日常生活を営むのに一部援助が必要で、社会生活への適応が困難である程度のも
肢体不自由者	補装具によっても歩行や筆記等日常生活における基本的な動作に軽度の困難がある程度のも
病弱者及び身体虚弱者	一 慢性の呼吸器疾患その他疾患の状態が持続的又は間欠的に医療又は生活の管理を必要とする程度のも 二 身体虚弱の状態が持続的に生活の管理を必要とする程度のも
弱視者	拡大鏡等の使用によっても通常の文字、図形等の視覚による認識が困難な程度のも
難聴者	補聴器等の使用によっても通常の話声を解することが困難な程度のも
自閉症・情緒障害者	一 自閉症又はそれに類するもので、他人との意思疎通及び対人関係の形成が困難である程度のも 二 主として心理的な要因による選択性かん黙等があるもので、社会生活への適応が困難である程度のも

② 通級による指導の対象者

区 分	障 害 の 程 度
言語障害者	口蓋裂、構音器官のまひ等器質的又は機能的な構音障害のある者、吃音等話し言葉におけるリズムの障害のある者、話す、聞く等言語機能の基礎的事項に発達の遅れがある者、その他これに準じる者（これらの障害が主として他の障害に起因するものではない者に限る。）で、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とする程度のも
自閉症者	自閉症又はそれに類するもので、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とする程度のも
情緒障害者	主として心理的な要因による選択性かん黙等があるもので、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とする程度のも
弱視者	拡大鏡等の使用によっても通常の文字、図形等の視覚による認識が困難な程度の者で、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とするもの
難聴者	補聴器等の使用によっても通常の話声を解することが困難な程度の者で、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とするもの
学習障害者	全般的な知的発達に遅れはないが、聞く、話す、読む、書く、計算する又は推論する能力のうち特定のものの習得と使用に著しい困難を示すもので、一部特別な指導を必要とする程度のも
注意欠陥多動性障害者	年齢又は発達に不釣り合いな注意力、又は衝動性・多動性が認められ、社会的な活動や学業の機能に支障をきたすもので、一部特別な指導を必要とする程度のも
肢体不自由者、病弱者及び身体虚弱者	肢体不自由、病弱又は身体虚弱の程度が、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とする程度のも

4 特別支援学校の概要及び連絡先

(I) 特別支援学校の概要

県内の13校の特別支援学校（うち分校1校）の概要は次のとおりです。

（令和6年5月現在）

障がい種別	学 校 名	設 置 学 部					寄 宿 舎	ス ク ー ル バ ス	
		幼 稚 部	小 学 部	中 学 部	高 等 部	専 攻 科			
視覚障がい	明星視覚支援学校	○	○	○	○	○	○	○	
聴覚障がい	都城さくら聴覚支援学校	○	○	○	○		○		
知的障がい	みなみのかぜ支援学校		○	○	○			○	
聴覚障がい 知的障がい 肢体不自由	延岡しろやま 支援学校	聴覚障がい教育部門	○	○	○		○	○	
		知的障がい教育部門		○	○	○			
		肢体不自由教育部門		○	○	○			
知的障がい 及び 肢体不自由	みやざき中央支援学校		○	○	○		○	○	
	日南くろしお支援学校		○	○	○			○	
	都城きりしま支援学校		○	○	○			○	
	小林こすもす支援学校		○	○	○			○	
	日向ひまわり支援学校		○	○	○			○	
	児湯るびなす支援学校		○	○	○			○	
	延岡しろやま支援学校高千穂校				○				
肢体不自由 (病 弱)	清武せいりゅう支援学校		○	○	○			○	
病 弱	赤江まつばら支援学校	○	○	○	○				

(2) 特別支援学校の連絡先

No.	学 校 名	電話番号	郵便番号	所 在 地	
1	明星視覚支援学校	0985-39-1021	880-0121	宮崎市大字島之内 1390	
2	都城さくら聴覚支援学校	0986-22-0685	885-0094	都城市都原町 7430	
3	みやざき中央支援学校	0985-39-1633	880-0121	宮崎市大字島之内 2100	
4	赤江まつばら支援学校	0985-56-0655	880-0911	宮崎市大字田吉 4977-371	
5	みなみのかぜ支援学校	0985-85-7851	889-1601	宮崎市清武町木原 4257-6	
6	日南くろしお支援学校	0987-23-9212	887-0034	日南市大字風田 4030	
7	都城きりしま支援学校	0986-25-1878	885-0092	都城市南横市町 7097-2	
8	小林こすもす 支援学校	(小学部)	0984-23-5177	886-0001	小林市東方 3216
		(中学部)	0984-23-8887	886-0001	小林市東方 3094-2
		(高等部)	0984-24-5508	886-0007	小林市真方 124
9	日向ひまわり支援学校	0982-54-9610	883-0033	日向市大字塩見 12161	
10	児湯るぴなす支援学校	0983-33-4207	889-1401	児湯郡新富町大字日置 1297	
11	清武せいりゅう支援学校	0985-85-6641	889-1601	宮崎市清武町木原 4257-9	
12	延岡しろやま支援学校	0982-29-3715	882-0802	延岡市野地町 3 丁目 3477-2	
13	延岡しろやま支援学校 高千穂校 (高等部)	0982-73-1077	882-1101	西臼杵郡高千穂町大字三田井 1234	

(3) 特別支援学校への入学・転学する場合の学校見学や教育相談

特別支援学校に入学・転学を希望する場合、小・中学校等に在籍している児童生徒については、現在在籍している学校に相談をしてください。

就学前の幼児については、希望する特別支援学校に連絡を取ってください。ただし、年長児（次年度、小学校・小学部に入学）については、特別支援学校に連絡をする前に、市町村教育委員会の就学担当者に連絡し、市町村の就学相談についての説明を受けるようにしてください。

特別支援学校に入学・転学する場合、事前に特別支援学校の学校見学と教育相談を受ける必要があります。特別支援学校の学校見学と教育相談は、本人と保護者が特別支援学校の教育内容を正しく知る機会となり、新しい環境に慣れる第一歩となります。また、特別支援学校としては、本人の様子を知ることによって、入学・転学の準備をスムーズに進めることができます。

5 特別支援学校へ入学する場合の手続

(1) 小学校就学前の幼児の特別支援学校への入学について

小学校就学予定者のうち、視覚障がい者、聴覚障がい者、知的障がい者、肢体不自由又は病弱者（身体虚弱者を含む。）（以下、視覚障がい者等という。）で、学校教育法施行令第22条の3に規定する程度に該当し、市町村の教育委員会が、その者の障がいの状態、その者の教育上必要な支援の内容、地域における教育の体制の整備の状況、その他の事情を総合的に検討した結果により、特別支援学校に就学させることが適当であると認められた小学校就学前の幼児については、小学校入学の3か月前（12月31日）までに、県教育委員会に特別支援学校への就学についての通知を行わなければなりません。詳しい手続きの流れについては、「Ⅲ 手続要領」の「1 満6歳になった者が、特別支援学校に就学するときの手続」をご覧ください。

(2) 小学校卒業後の特別支援学校中学部への入学について

小学校等に在籍している学齢児童（6年）のうち、視覚障がい者等で、学校教育法施行令第22条の3に規定する程度に該当し、市町村の教育委員会が障がいの状態等を総合的に検討した結果により、翌学年から特別支援学校に就学させることが適当であると認められた児童については、上記(1)「未就学児の特別支援学校への入学について」に準じた手続となります。詳しい手続きの流れについては、手続要領の「2 小学校を卒業する者が、特別支援学校中学部へ就学するときの手続」をご覧ください。

II 就学手続Q & A

Q 1 転学日の設定について教えてください。

※ 転出と転入を合わせて「転学」としています。

小・中学校等に在籍する学齢児童生徒が、特別支援学校へ在籍を変更する場合には、小・中学校等を転出する日付と特別支援学校へ転入する日付について、当該市町村教育委員会と特別支援学校間で事前の調整が必要です。

したがって、小・中学校等から特別支援学校への転学が分かった時点で、当該市町村教育委員会は、特別支援学校へその旨を連絡し、受入の確認をした後に転学の日付を決定します。

病院等の医療機関への入退院に伴って学校の転学の日付を決める場合は、診断書の入退院の日付をもとに当該市町村教育委員会と特別支援学校間で協議し、転学の期日を決定します。

転学日の設定については、原則として、転出日と転入日の間を空けないことに留意する必要があります。これは、当該児童生徒の学籍の空白をさけるためです。県外の学校間の転学の場合は、市町村の役所（役場）での住民票異動の手続や引越しなどに伴う移動日等を考慮して、適切に転学の日付を設定することになります。

転学の予定日が、休日あるいは祝祭日にかかる場合でも、原則として問題はありません。

(休日をはさんだ転学の事例)

8月29日(金)……A校を去った日(最後に登校した日)

30日(土)

※指導要録の()内に記入

31日(日)……A校の最終在籍日(転出日)

※指導要録の下段に記入

9月1日(月)……B特別支援学校の受入日(転入日)

※「転入日」が基本となって、「転出日」が決定されます。

(指導要録の記入例)

転学・退学等	(令和7年 8月29日)
	令和7年 8月31日

← A校を去った日を記入

← 転出日 (B特別支援学校へ転入した日の前日を記入)

Q 2 県外の特別支援学校等への就学手続について教えてください。

県外の特別支援学校等への就学については、次の場合があります。

A 県外への転居（住民票の異動を伴う）の場合

B 手術・入院等のため、県外の特別支援学校等へ就学する（住民票の異動を伴わない）場合

- ① 都道府県立特別支援学校への転学
- ② 市区町村立特別支援学校及び小・中学校院内学級への就学

「A」の場合

転出先の市区町村で就学に関する手続を行うこととなります。

県外の特別支援学校等への就学希望があることが分かった時点で、市町村教育委員会から県教育委員会特別支援教育課へ御連絡ください。転出先の都道府県教育委員会に事前に連絡をします。

なお、住民票の異動を伴う県外への転居の場合、通知等は必要ありません。

※特別支援学校に在籍の場合は、特別支援学校からの転出通知（様式15）の提出が必要です。

「Bの①」の場合

区域外就学の手続が必要となります。

市町村教育委員会（特別支援学校に在籍の場合は学校長）は、転出先の都道府県教育長に宛てた保護者の区域外就学の願(様式26)に、学齢簿及び関係書類を添えて、本県教育委員会に提出ください。

「Bの②」の場合

区域外就学の手続が必要となります。

他都道府県の市区町村立特別支援学校及び小・中学校院内学級等へ就学する場合は、市区町村教育委員会間の手続となりますので、転出先の市区町村教育委員会に直接、連絡してください。

特別支援学校に在籍の場合は、学校長が県教育委員会へ通知（様式15）し、県教育委員会からの通知を受けて、市町村教育委員会間で手続を行い、市町村教育委員会は「区域外就学」に関する書類の写しを県教育委員会に提出ください。

Q 3 宮崎大学医学部附属病院や県立宮崎病院に入院中にはどのような教育が受けられますか。

基本的には、慢性の呼吸器疾患、腎臓疾患及び神経疾患、悪性新生物その他の疾患の状態が継続して医療又は生活規制を必要とする程度のもの、又は、身体虚弱の状態が継続して生活規制を必要とする程度のものが特別支援学校の対象になります。

宮崎大学医学部附属病院や県立宮崎病院に入院中の学齢児童生徒の教育は、清武せいりゅう支援学校の訪問教育の対象となります。ここでは、小・中学校の児童生徒を対象に、週3回2時間の教科の授業を行っています。

短期の入院や治療等を優先するもの等、場合によっては、病院の判断で特別支援学校に転学しないことも考えられます。また、転学せず、遠隔教育（同時双方向型、オンデマンド型）を受けることも選択肢の一つとなりますので、まずは、在籍している学校及び特別支援学校に相談してください。

（参考）

独立行政法人国立病院機構宮崎病院や愛泉会日南病院に入院している児童生徒については、児湯るぴなす支援学校や日南くろしお支援学校の教員を病院に派遣して訪問教育を実施しています。上記以外の病院に入院中の児童生徒については、県教育委員会特別支援教育課へご相談ください。

Q 4 特別支援学校に在籍する者の氏名や住所等に変更が生じた場合は、どうすればよいですか。

学校教育法施行令第13条（学齢簿の加除訂正の通知）に、特別支援学校に在籍する者の学齢簿の加除訂正をしたときは、市町村の教育委員会は、県教育委員会に対し、その旨を通知しなければならないことが示されています。

特別支援学校においては、加除訂正のあった学齢簿を基に、指導要録の記載事項の訂正を行うこととなります。

したがって、学齢簿の記載事項に加除訂正があった場合、様式42及び様式43で通知を行います。

Q 5 特別支援学校小学部又は中学部の全課程を修了した場合の手続について、教えてください。

学校教育法施行令第22条（全課程修了者の通知）に、特別支援学校の学齢児童生徒のうち、特別支援学校の小学部若しくは中学部の全課程を修了した者がいるときは、特別支援学校の校長は、その者の氏名を、様式44により当該児童生徒の居住する市町村の教育委員会に通知しなければならないことが示されています。

Ⅲ 手続要領

(注) 手続要領中、次の語句は、略して書いたものである。

施行令 …………… 学校教育法施行令

視覚障がい者等 …… 視覚障がい者、聴覚障がい者、知的障がい者、肢体不自由者又は病弱者で、学校教育法施行令第22条の3に定める障がいの程度の者

認定特別支援学校就学者 …… 視覚障がい者等で、市町村教育委員会が特別支援学校に就学させることが適当であると認める者

○ 添付書類について

各通知には、資料として以下のような添付書類が必要です。

【障がいの状態を示す資料】

(学校教育法施行令第22条の3の規定に該当することを示す資料等)

- ① 障害者手帳（身体障害者手帳又は療育手帳）又は診断書の写し
- ② 市町村教育支援委員会等の判断資料又は個人調書（様式6）
- ③ 校内教育支援委員会等の資料など、校内での就学についての判断資料
- ※ 病弱特別支援学校への就学及び入院等による転学の場合、診断書を添付する。

【その他】

- ④ 学齢簿の謄本
- ⑤ 在学証明書

※ 添付書類の提出に関しては、次のことに留意してください。

- (1) 保護者の同意書や確約書を求めることは行わないこと。
- (2) 児童相談所による指導方針書の写しは提出しないこと。
- (3) 障害者手帳は、特別支援学校への就学を目的とした取得を勧めることがないようにすること。

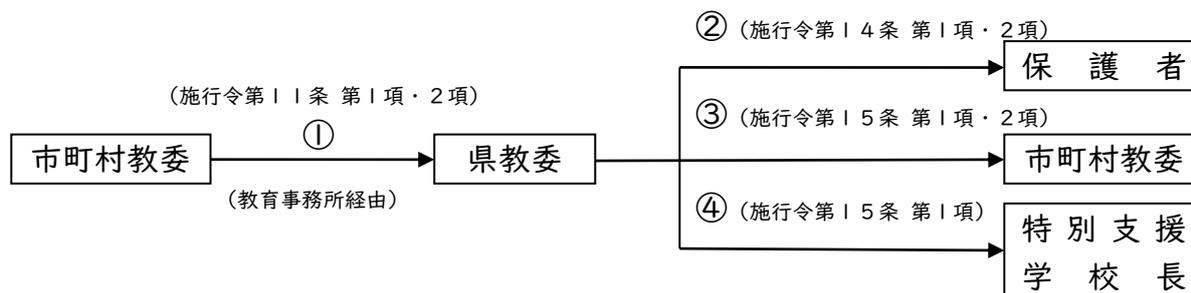
○ 手続要領の概要

手続要領	概要	頁
	【特別支援学校への就学】	
1	満6歳になった者が、特別支援学校に就学するとき	14
2	小学校を卒業する者が、特別支援学校中学部へ就学するとき	15
	【小・中学校等から特別支援学校への転学】	
3	新たに視覚障がい者等となり、特別支援学校へ転学するとき	16
4	障がいの状態等の変化により、特別支援学校へ転学するとき	17
5	就学義務の猶予又は免除の取り消しの申し出があり、特別支援学校へ就学するとき	18
	【特別支援学校から小・中学校等への転学】	
6	視覚障がい者等でなくなり、小・中学校等へ転学するとき (※県外へ転出する場合の手続も含む)	19
7	障がいの状態等の変化により、小・中学校等へ転学するとき	20
	【特別支援学校間を転校するとき】	
(1)	同一市町村内での転居又は住所はそのまま、他の特別支援学校へ転校するとき	21
(2)	県内の他市町村へ住所を異動し、転校するとき	22

9	【特別支援学校に関する区域外就学】	
(1)	小・中学校等の児童生徒が、住所はそのまま、他の都道府県立特別支援学校に就学するとき	23
(2)	特別支援学校の児童生徒が、住所はそのまま、他の都道府県立特別支援学校に就学するとき	24
(3)	特別支援学校の児童生徒が、住所はそのまま、他都道府県の市区町村立特別支援学校又は小・中学校院内学級等に就学するとき	26
(4)	他都道府県に住所のある児童生徒が、本県の特別支援学校に区域外就学するとき	27
10	【特別支援学校への区域外就学の終了】	
(1)	本県から他都道府県の特別支援学校に区域外就学をしている児童生徒が退学するとき	28
(2)	本県から他都道府県の市区町村立特別支援学校又は小・中学校院内学級等に区域外就学している児童生徒が退学し、本県の特別支援学校に転入するとき	29
(3)	他都道府県から本県の特別支援学校に区域外就学している児童生徒が退学するとき	30
11	【他都道府県からの転入】	
	他都道府県の特別支援学校に在学している児童生徒が、本県へ住所を異動して転校するとき	31
12	【特別支援学校に就学する児童生徒の学齢簿の記載の変更又は訂正】	
	保護者、児童生徒の住所や氏名等に変更があった場合 (※県内の異なる市町村間での異動があった場合も含む)	32
	【その他】	
13	特別支援学校小学部又は中学部の全課程を修了した者の通知	33
14	出席が良好でない児童生徒についての通知	34

Ⅰ 満6歳になった者が、特別支援学校に就学するときの手続

(視覚障がい者等で、認定特別支援学校就学者である者)

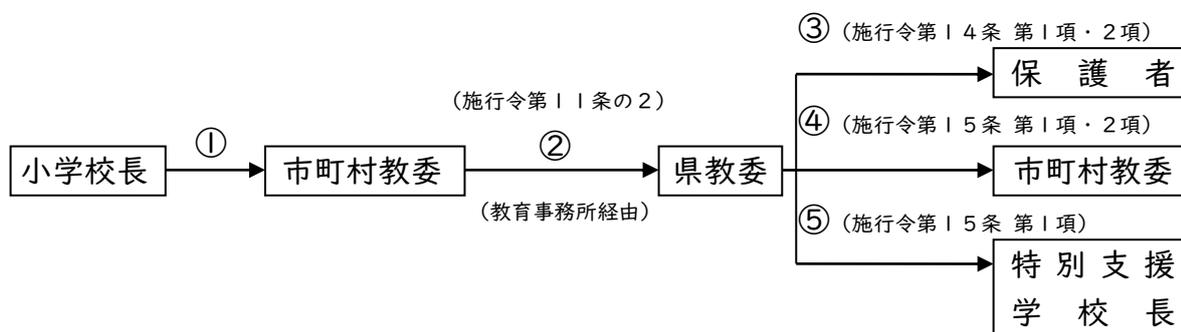


- ① 市町村教育委員会は、新入学者のうち認定特別支援学校就学者について、県教育委員会に対し12月31日までに、その氏名と特別支援学校に就学させるべき旨を通知する。
 なお、その者の学齢簿の謄本及び障がいの状態を示す資料等を添付する。
 就学の理由が病気による場合や入院による転学の場合は、診断書も添付する。
 (様式 1) (様式 6)
- ② ①の通知を受けた県教育委員会は、その児童の保護者に対し、1月31日までに、就学させるべき学校名とその入学期日を通知する。
 (様式 3)
- ③ 県教育委員会は、②の通知と同時に、その児童の住所の存する市町村教育委員会に対し、就学する児童の氏名、就学する学校名及び入学期日を通知する。
 (様式 4)
- ④ 県教育委員会は、②の通知と同時に、就学させるべき特別支援学校の校長に対し、就学する児童の氏名と入学期日を通知する。
 (様式 5)

※ 市町村教育委員会は、学齢簿作成後、住所変更により新たに学齢簿に記載された満6歳児のうち、視覚障がい者等で認定特別支援学校就学者である者について、施行令第11条の3第1項により県教育委員会に対し、速やかにその氏名と特別支援学校に就学させるべき旨を通知する。(様式 2)

2 小学校等を卒業する者が、特別支援学校中学部へ就学するときの手続

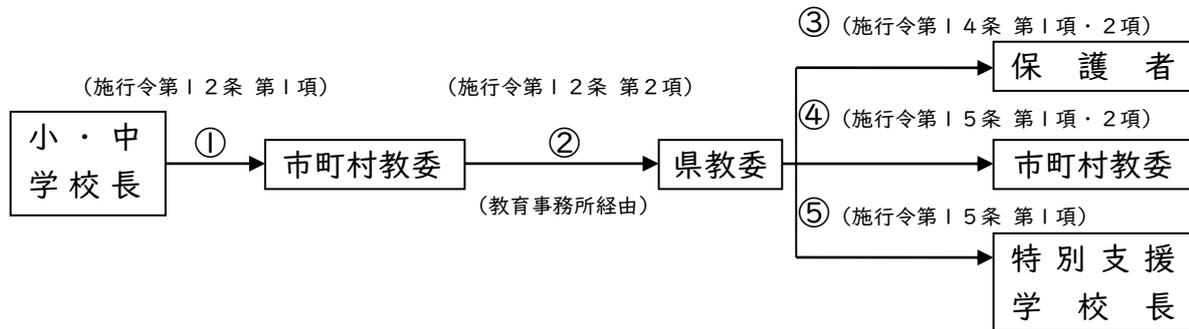
(小学校を卒業する視覚障がい者等で、特別支援学校中学部に就学する者)



- ① 小学校に在学する視覚障がい者等で、小学校卒業後、特別支援学校中学部へ就学する児童がいるときは、その小学校の校長は、速やかに、その児童の住所のある市町村教育委員会に対し、その旨を通知する。 (様式 7)
- ② ①の通知を受けた市町村教育委員会は、その児童のうち認定特別支援学校就学者について、県教育委員会に対し12月31日までに、その氏名と特別支援学校に就学させるべき旨を通知する。
 なお、その者の学齢簿の謄本及び障がいの状態を示す資料を添付する。特別支援学校と関連する病院等がある場合は、診断書も添付する。 (様式 8) (様式 6)
- ③ ②の通知を受けた県教育委員会は、通知を受けた児童について、1月31日までに、その保護者に対し、学校名と入学期日を通知する。 (様式 3)
- ④ 県教育委員会は、③の通知と同時に、通知を受けた児童について、その児童の住所のある市町村教育委員会に対し、その氏名、学校名及び入学期日を通知する。 (様式 4)
- ⑤ 県教育委員会は、③の通知と同時に、通知を受けた児童について、その者が就学する特別支援学校の校長に対し、その氏名と入学期日を通知する。 (様式 9)

3 小・中学校等から特別支援学校への転学手続

(新たに視覚障がい者等となり、認定特別支援学校就学者である者)

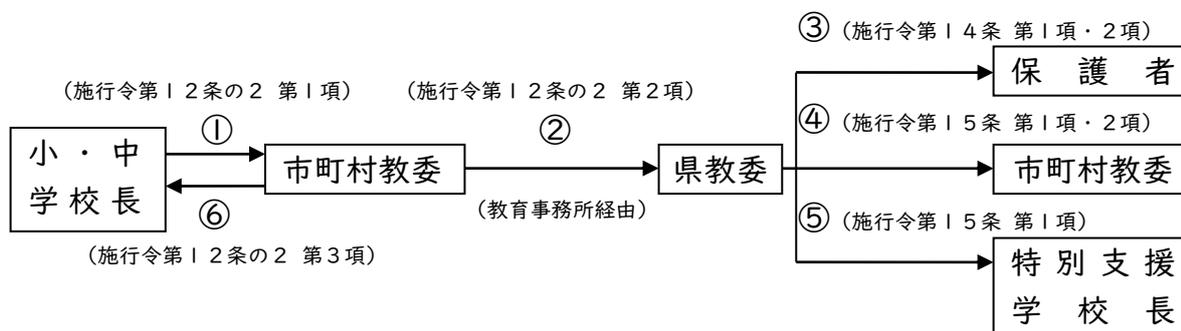


- ① 小・中学校等に在学する児童生徒で、視覚障がい者等になった者があるときは、その小・中学校等の校長は、速やかに、その児童生徒の住所のある市町村教育委員会に対し、その旨を通知する。
(様式 10)
- ② ①の通知を受けた市町村教育委員会は、その児童生徒のうち認定特別支援学校就学者について県教育委員会に対し、速やかに、その氏名と特別支援学校に就学させるべき旨を通知する。
なお、その者の学齢簿の謄本及び障がいの状態を示す資料を添付する。
就学の理由が病気による場合や入院による転学の場合は、診断書も添付する。
(様式 11) (様式 6)
- ③ ②の通知を受けた県教育委員会は、通知を受けた児童生徒について、速やかに、その保護者に対し、学校名と入学期日を通知する。
(様式 3)
- ④ 県教育委員会は、③の通知と同時に、通知を受けた児童生徒について、速やかに、その児童生徒の住所のある市町村教育委員会に対し、その氏名、学校名及び入学期日を通知する。
(様式 4)
- ⑤ 県教育委員会は、③の通知と同時に、通知を受けた児童生徒について、速やかに、その者が就学する特別支援学校の校長に対し、その氏名と入学期日を通知する。
(様式 12)

(注) 転出入に伴う期日の空白がないように設定すること (Q1 参照)

4 小・中学校等から特別支援学校への転学手続

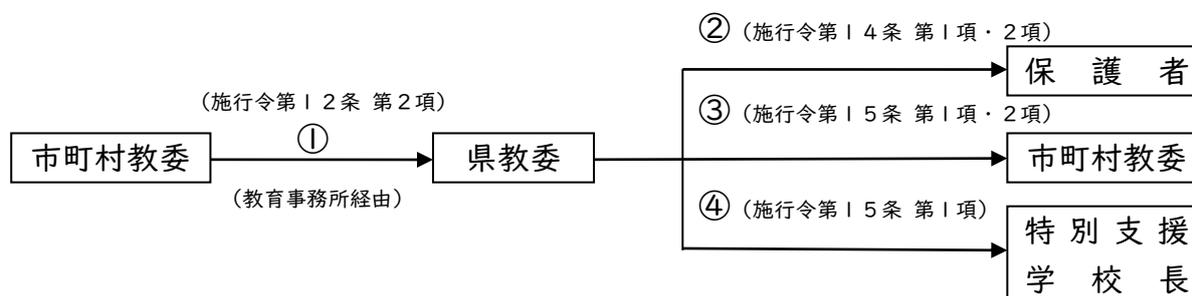
(障がいの状態等の変化による転学)



- ① 小・中学校等に在学する視覚障がい者等である児童生徒のうち、その障がいの状態、その者の教育上必要な支援の内容、地域における教育の体制の整備の状況、その他の事情の変化（以下「障がいの状態等の変化」という。）により、小・中学校等での就学が適当でなくなった者があるときは、その小・中学校等の校長は、速やかに、その児童生徒の住所のある市町村教育委員会に対し、その旨を通知する。
(様式 13)
- ② ①の通知を受けた市町村教育委員会は、その児童生徒のうち認定特別支援学校就学者について県教育委員会に対し、速やかに、その氏名と特別支援学校に就学させるべき旨を通知する。
なお、その者の学齢簿の謄本及び障がいの状態等の変化を示す資料を添付する。
特別支援学校と関連する病院等がある場合は、診断書も添付する。
(様式 14) (様式 6)
- ③ ②の通知を受けた県教育委員会は、通知を受けた児童生徒について、速やかに、その保護者に対し、学校名と入学期日を通知する。
(様式 3)
- ④ 県教育委員会は、③の通知と同時に、通知を受けた児童生徒について、速やかに、その児童生徒の住所のある市町村教育委員会に対し、その氏名、学校名及び入学期日を通知する。
(様式 4)
- ⑤ 県教育委員会は、③の通知と同時に、通知を受けた児童生徒について、速やかに、その者が就学する特別支援学校の校長に対し、その氏名と入学期日を通知する。
(様式 12)
- ⑥ ①の通知を受けた市町村教育委員会は、その児童生徒について、現に在学する小・中学校等に引き続き就学させることが適当であると認めたときは、同校の校長に対し、その旨通知する。
(様式任意)

(注) 転出入に伴う期日の空白がないように設定すること (Q1参照)

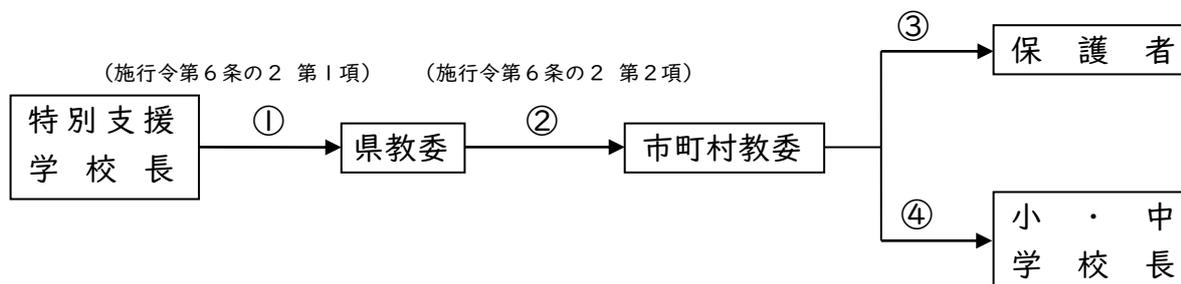
5 就学義務の猶予又は免除の取り消しの申し出があった学齢児童生徒で特別支援学校就学が適当である者の就学手続



- ① 市町村教育委員会は、就学義務の猶予又は免除を取り消された学齢児童生徒のうち、認定特別支援学校就学者について県教育委員会に対し、速やかに、特別支援学校に就学させるべき旨を通知をする。
 なお、その者の学齢簿の謄本及び障がいの状態を示す資料等を添付する。特別支援学校と関連する病院等がある場合は、診断書も添付する。
 (様式 11) (様式 6)
- ② ①の通知を受けた県教育委員会は、通知を受けた学齢児童生徒について、速やかに、その保護者に対し、学校名とその入学期日を通知する。
 (様式 3)
- ③ 県教育委員会は、②の通知と同時に、通知を受けた学齢児童生徒について、速やかに、その児童生徒の住所のある市町村教育委員会に対し、その氏名、学校名及び入学期日を通知する。
 (様式 4)
- ④ 県教育委員会は、②の通知と同時に、通知を受けた学齢児童生徒について、速やかに、その者が就学する特別支援学校の校長に対し、就学する者の氏名と入学期日を通知する。
 (様式 12)

6 特別支援学校から小・中学校等への転学手続

(視覚障がい者等でなくなった者)

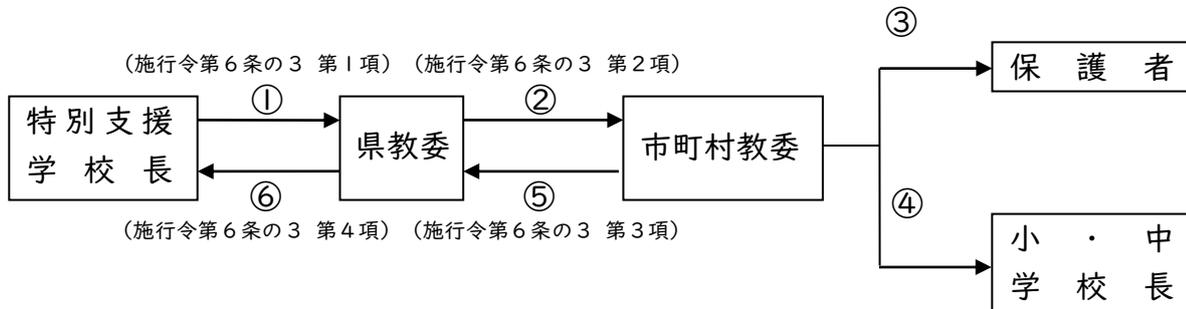


- ① 特別支援学校長は、在学する児童生徒で、視覚障がい者等でなくなった者があるときは、速やかに、県教育委員会にそのことを通知する。
なお、転学の理由に応じて関係書類（診断書、校内委員会等の判断資料等）を添付する。
(様式 15)
- ② ①の通知を受けた県教育委員会は、通知を受けた児童生徒の住所のある市町村教育委員会に対し、速やかに、その氏名と視覚障がい者等でなくなった旨の通知をする。
(様式 16)
- ③ ②の通知を受けた市町村教育委員会は、通知を受けた児童生徒について、速やかに、その保護者に対し、就学させるべき学校名と入学期日を通知する。
- ④ ②の通知を受けた市町村教育委員会は、通知を受けた児童生徒を就学させる小・中学校長に対し、速やかに、その氏名と入学期日を通知する。

(注) 特別支援学校に在学する児童生徒が、県外への転居に伴い、他都道府県の特別支援学校等へ就学する場合は、①の手続きのみを行い、②以降は行わない。
(県外への転居により学齢簿から削除されるため)

7 特別支援学校から小・中学校等への転学手続

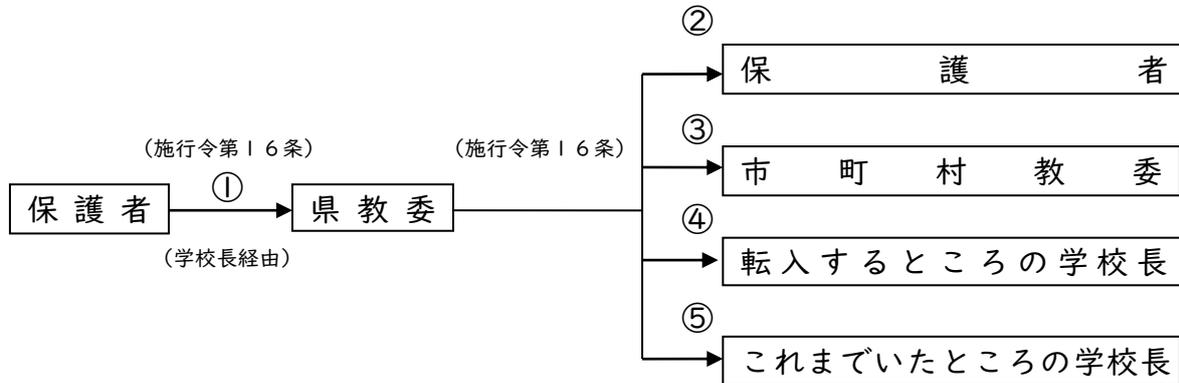
(障がいの状態等の変化による転学)



- ① 特別支援学校長は、在学する児童生徒でその障がいの状態、その者の教育上必要な支援の内容、地域における教育の体制の整備の状況、その他の事情の変化（以下「障がいの状態等の変化」という。）により、小・中学校へ就学することが適当である者があるときは、速やかに、県教育委員会にそのことを通知する。
 なお、転学の理由に応じて関係書類（診断書、校内委員会等）の判断資料等を添付する。
 (様式 17)
- ② ①の通知を受けた県教育委員会は、通知を受けた児童生徒の住所のある市町村教育委員会に対し、速やかに、その氏名と学校から通知があった旨の通知をする。
 (様式 18)
- ③ ②の通知を受けた市町村教育委員会は、通知を受けた児童生徒について、小・中学校への就学が適当と判断した場合、当該特別支援学校長と転学日について協議し、速やかに、その保護者に対し、就学させるべき学校名と入学期日を通知する。
- ④ ②の通知を受けた市町村教育委員会は、③の判断をした場合③の通知と同時に、通知を受けた児童生徒を就学させる小・中学校長に対し、速やかに、その氏名と入学期日を通知する。
- ⑤ ②の通知を受けた市町村教育委員会が、通知を受けた児童生徒について、特別支援学校に引き続き就学させることが適当と判断した場合、速やかに、県教育委員会に対し、その旨を通知する。
 (様式 19)
- ⑥ ⑤の通知を受けた県教育委員会は、通知を受けた児童生徒について、速やかに、その者が在学する特別支援学校の校長に対し、その旨を通知する。
 (様式 20)

8 特別支援学校間を転校するときの手続

(1) 同一市町村内での転居又は住所はそのまま、他の特別支援学校へ転校するときの手続

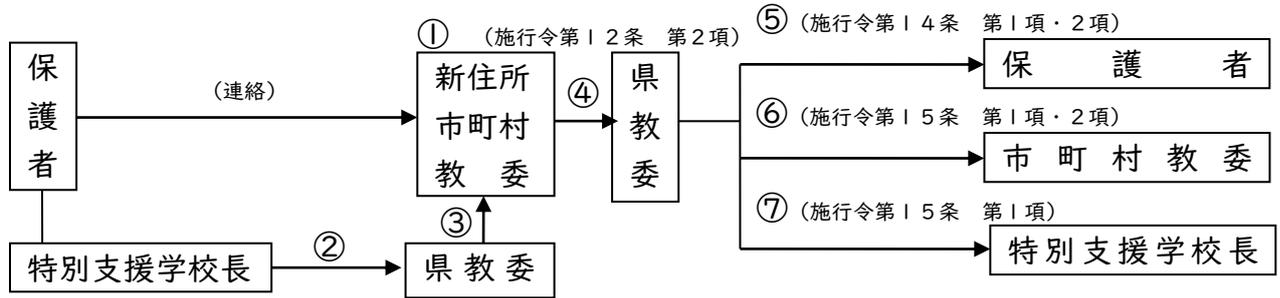


- ① 特別支援学校に在籍する児童生徒に転校の必要が生じたときは、保護者は、その児童生徒の在学する学校長を経由して、県教育委員会に、学校指定の変更を申し立てる。なお、必要に応じて関係書類（診断書、校内就学支援委員会等の資料等）を添付する。
(様式 21)
- ② ①の申立を受けた県教育委員会は、その学校指定変更の申立を相当と認めるときは、それまで指定していた学校を変更し、速やかに、その保護者に対し、学校指定の変更を通知する。
(様式 22)
- ③ 県教育委員会は、②の通知と同時に、児童生徒の住所のある市町村教育委員会に対し、その氏名、学校名及び入学期日を通知する。
(様式 23)
- ④ 県教育委員会は、②の通知と同時に、その児童生徒が新たに就学すべき学校長に対し、その氏名と入学期日を通知する。
(様式 23)
- ⑤ 県教育委員会は、②の通知と同時に、その児童生徒が就学していた学校長に対し、その氏名、新たに就学する学校名及び入学期日を通知する。
(様式 23)

(注)

- 保護者は、満6歳の子どもで特別支援学校等への就学通知を受けた後、就学する期日までに学校指定に変更の事由が生じたときは、県教育委員会に対し、その旨を申し立てる。
(様式 21)
- 障がい種の違う学校間の転校に関しては、事前に県教育委員会と協議すること。

(2) 県内の他市町村へ住所を異動し、転校するときの手続



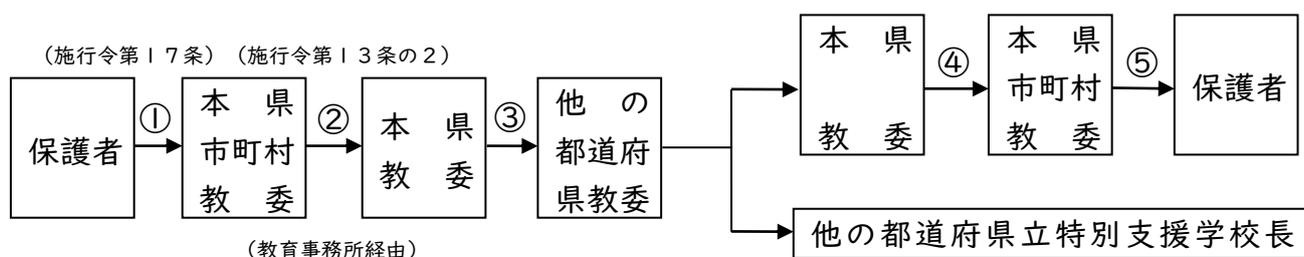
- ① 特別支援学校に在学する児童生徒が、県内の他市町村へ転居するときは、新住所の市町村教育委員会は、児童生徒の学齢簿を作成する。
- ② 特別支援学校長は、他の市町村へ転居し、転校を希望する児童生徒について、速やかに、県教育委員会にそのことを通知する。なお、その者の障がいの状態を示す資料を添付する。
(様式 24)
- ③ ②の通知を受けた県教育委員会は、新住所の市町村教育委員会にその旨を通知する。なお、障がいの状態を示す資料の写しを添付する。
(様式 25)
- ④ 新住所の市町村教育委員会は、当該児童生徒を認定特別支援学校就学者と認めた場合、県教育委員会に対し、速やかに、児童生徒の氏名と特別支援学校に就学させるべき旨を通知する。なお、学齢簿の謄本を添付する。
(様式 11)
- ⑤ ④の通知を受けた県教育委員会は、通知を受けた児童生徒について、速やかに、その保護者に対し、学校名と入学期日を通知する。
(様式 3)
- ⑥ 県教育委員会は、⑤の通知と同時に、通知を受けた児童生徒について、速やかに、その児童生徒の新住所の市町村教育委員会に対し、その氏名と入学期日を通知する。
(様式 4)
- ⑦ 県教育委員会は、⑤の通知と同時に、通知を受けた児童生徒について、速やかに、その児童生徒が就学する特別支援学校長に対し、その氏名と入学期日を通知する。
(様式 12)

(注)

- ③の通知を受けた市町村教育委員会が、通知を受けた児童生徒について、認定特別支援学校就学者と認めない場合は、就学させる小・中学校長に対し、速やかに、その氏名と入学期日を通知する。
- 障がい種の違う学校への転校に関しては、事前に県教育委員会と協議すること。
- 転校しない場合でも、他市町村に住所を異動する場合は、本手続きを行うこと。

9 特別支援学校に関する区域外就学の手続

(1) 本県に住所のある小・中学校等の児童生徒を、他の都道府県立特別支援学校に就学させようとするときの手続

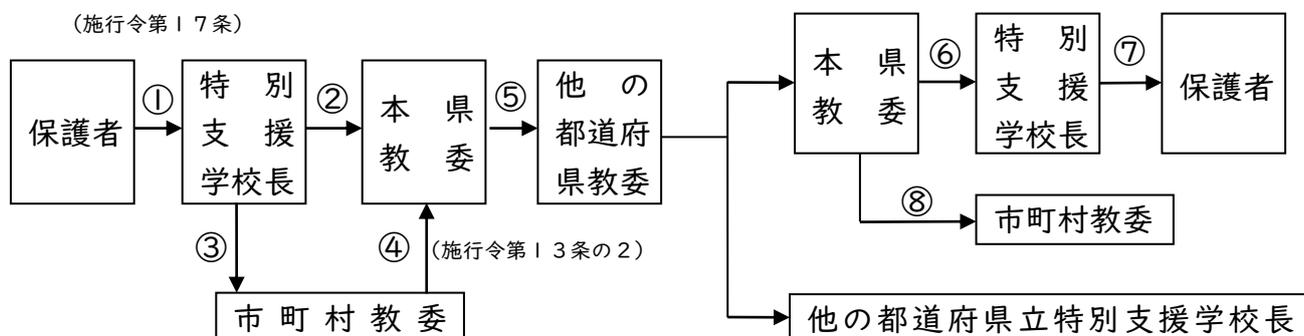


- ① 本県に住所のある児童生徒を他の都道府県立特別支援学校に就学させようとする保護者は、その児童生徒の住所のある市町村教育委員会に診断書等の障がいの状態を示す資料を添付し「区域外就学承諾願」を申請する。 (様式 26)
- ② ①の願を受けた市町村教育委員会は、当該児童生徒を認定特別支援学校就学者と認めた場合、本県教育委員会に区域外就学承諾願を通知する。
なお、学齢簿の謄本及び障がいの状態を示す資料等を添付する。 (様式 27)
- ③ ②の通知を受けた本県教育委員会は、その児童生徒が就学を希望する特別支援学校を設置する他の都道府県教育委員会に対し、その旨を通知する。 (様式 29)
- ④ 他の都道府県教育委員会から区域外就学の承諾の通知を受けた本県教育委員会は、その児童生徒の住所のある市町村教育委員会に対し、その旨を通知する。 (様式 30)
- ⑤ ④の通知を受けた市町村教育委員会は、通知を受けた児童生徒の保護者に対し、速やかに、就学させるべき学校名と入学期日を通知する。

(注)

- 他の都道府県教育委員会から直接市町村の教育委員会に区域外就学承諾の通知があったときは、市町村教育委員会は、本県教育委員会に対し、その旨を通知する。
- 他の都道府県の市区町村立特別支援学校及び小・中学校院内学級等への区域外就学については、本手続きによらず、当該市町村教育委員会間で連絡・調整を行う。

(2) 本県に住所のある特別支援学校の児童生徒を、他の都道府県立特別支援学校に就学させようとするときの手続

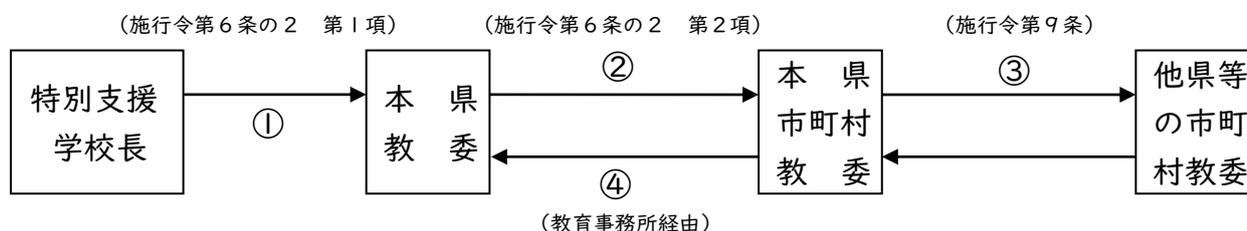


- ① 本県に住所のある特別支援学校の児童生徒を他の都道府県立特別支援学校に就学させようとするときは、保護者は特別支援学校長に診断書等の障がいの状態を示す資料を添付し、「区域外就学承諾願」を申請する。
(様式 26)
- ② ①の願を受けた特別支援学校長は、本県教育委員会に区域外就学承諾願を通知する。
なお、障がいの状態を示す資料を添付する。
(様式 28)
- ③ ①の願を受けた特別支援学校長は、通知を受けた児童生徒の住所のある市町村教育委員会に願の写しを通知する。
(様式 31)
- ④ ③の通知を受けた市町村教育委員会は、本県教育委員会に当該児童生徒の学齢簿の謄本を送付する。
(様式 32)
- ⑤ ②の通知を受けた本県教育委員会は、その児童生徒が就学を希望する特別支援学校を設置する他の都道府県教育委員会に対し、その旨を通知する。
なお、学齢簿の謄本及び障がいの状態を示す資料等を添付する。
(様式 29)
- ⑥ 他の都道府県教育委員会から区域外の就学承諾の通知を受けた本県教育委員会は、特別支援学校長に対し、その旨を通知する。
(様式 30)
- ⑦ ⑥の通知を受けた特別支援学校長は、通知を受けた児童生徒の保護者に対し、速やかに、就学承諾の通知を送付する。
- ⑧ 本県教育委員会は、⑥の通知と同時に児童生徒の住所のある市町村教育委員会に対し、その旨を通知する。
(様式 30)

(注)

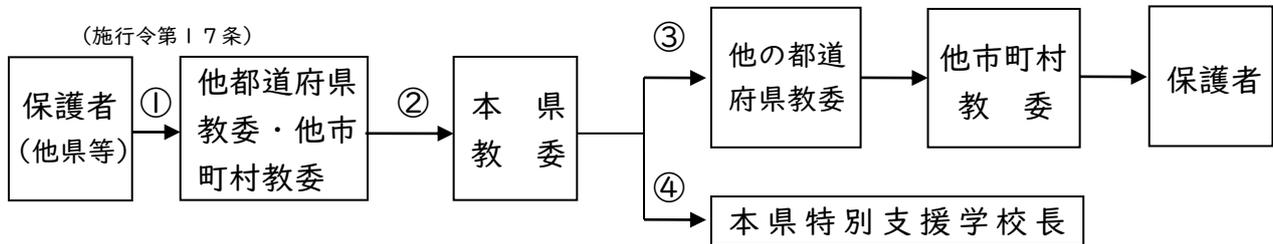
- 他の都道府県の市区町村教育委員会から、直接特別支援学校あるいは市町村の教育委員会に区域外就学の承諾の通知があったときは、本県教育委員会に対しその旨を通知する。
- 東京都や大阪府、静岡県等の一部の都道府県立特別支援学校への区域外就学は、保護者が小・中学校院内学級等を通じて直接申請する方法をとっているため、事前に本教育委員会へ確認すること。

(3) 本県に住所のある特別支援学校の児童生徒を、県外の市区町村立特別支援学校又は小・中学校院内学級等に就学させようとする時の手続



- ① 特別支援学校長は、在学する児童生徒で、入院等により県外の市区町村立特別支援学校及び小・中学校院内学級等へ就学させようとするときは、速やかに、本県教育委員会にそのことを通知する。 (様式 15)
- ② ①の通知を受けた本県教育委員会は、通知を受けた児童生徒の住所のある市町村教育委員会に対し、速やかに、その氏名と転学先となる学校名等を通知する。 (様式 16)
- ③ ②の通知を受けた市町村教育委員会は、他都道府県の市区町村教育委員会と協議する。
- ④ ②の通知を受けた市町村教育委員会は、他都道府県の市区町村教育委員会と取り交わした「区域外就学」に関する書類の写しを速やかに本県教育委員会に提出する。

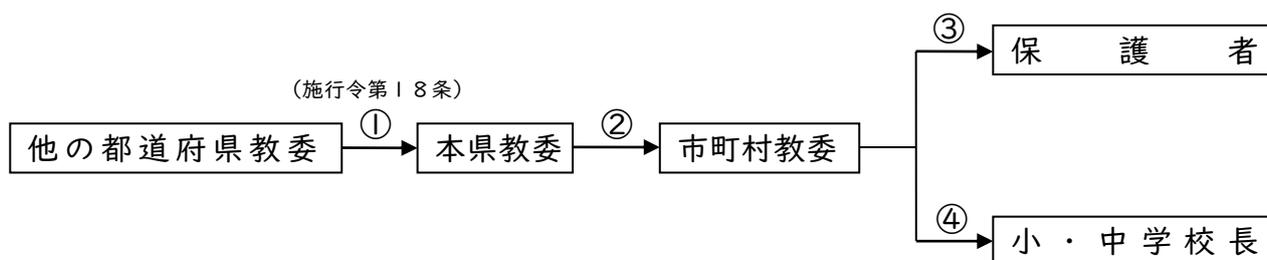
(4) 他都道府県に住所のある児童生徒を、本県の特別支援学校に就学させようとする時の手続



- ① 住所が他都道府県にある児童生徒の保護者は、その児童生徒の住所のある市区町村教育委員会に「区域外就学承諾願」を申請する。
- ② ①の願を受けた他都道府県教育委員会・他市区町村教育委員会は、本県教育委員会に「区域外就学承諾願」を通知する。
なお、学齢簿の謄本及び障がいの状態を示す資料等を添付する。
- ③ ②の通知を受けた本県教育委員会は、その児童生徒の住所のある都道府県教育委員会に対し、その氏名、学校名及び・入学期日を通知する。同時にその児童生徒の住所のある他市町村教育委員会及び保護者に対し、他県教育委員会を経由して、区域外就学を承諾する旨を通知する。
(様式 33)
(様式 34)
(様式 35)
- ④ 県教育委員会は、③と同時にその児童生徒が就学すべき本県の特別支援学校長に対し、その氏名と入学期日を通知する。
(様式 36)

10 区域外就学児童生徒の退学の手続

(1) 本県から他の都道府県立特別支援学校に区域外就学をしている児童生徒が退学するときの手続

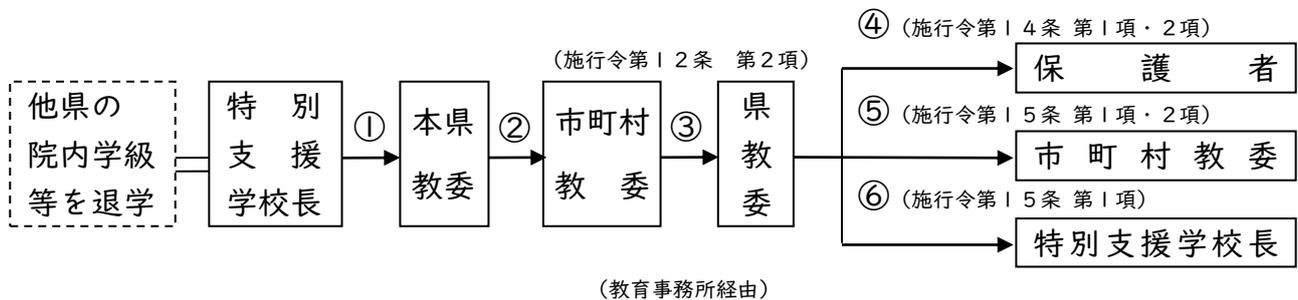


- ① 本県に住所のある児童生徒が、区域外就学をしている他の都道府県立特別支援学校を退学するときは、他の都道府県の教育委員会から、その旨の通知を受ける。
- ② ①の通知を受けた本県教育委員会は、通知を受けた児童生徒の住所のある市町村教育委員会に対し、速やかに、区域外就学児童生徒の退学を通知する。 (様式 37)
- ③ ②の通知を受けた市町村教育委員会は、通知を受けた児童生徒の保護者に対し、速やかに、就学させるべき学校名と入学期日を通知する。
- ④ ②の通知を受けた市町村教育委員会は、通知を受けた児童生徒を就学させる小・中学校長に対し、速やかに、その氏名、学校名及び入学期日を通知する。

(注)

- ②の通知を受けた市町村教育委員会が、通知を受けた児童生徒を認定特別支援学校就学者と認めた場合、特別支援学校への転学手続を行う。
- 他都道府県から本県の市町村教育委員会に直接「区域外就学児童生徒の退学」の通知があったときは、市町村教育委員会は、県教育委員会に対し、その旨を通知する。

(2) 本県から他都道府県の市区町村立特別支援学校又は小・中学校の院内学級等に区域外就学している児童生徒が退学し、本県の特別支援学校に転入するときの手続



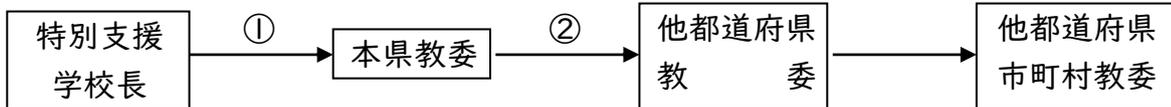
- ① 本県に住所のある児童生徒が、区域外就学をしている県外の市区町村立特別支援学校又は小・中学校の院内学級等を退学し、特別支援学校に転入するときは、特別支援学校長は県教育委員会に対して前籍校の在学証明書及び診断書等を添付して、その旨を通知する。
(様式 38)
- ② ①の通知を受けた県教育委員会は、通知を受けた児童生徒の住所のある市町村教育委員会に対し、速やかに、特別支援学校への転入を通知する。
(様式 39)
- ③ ②の通知を受けた市町村教育委員会は、当該児童生徒を認定特別支援学校就学者と認めた場合、県教育委員会に対し、速やかに、特別支援学校への転学を通知する。
なお、学齢簿の謄本を添付する。
(様式 11)
- ④ ③の通知を受けた県教育委員会は、通知を受けた児童生徒について、速やかに、その保護者に対し、学校名と入学期日を通知する。
(様式 3)
- ⑤ 県教育委員会は、④の通知と同時に、通知を受けた児童生徒について、速やかに、その児童生徒の住所のある市町村教育委員会に対し、その氏名、学校名及び入学期日を通知する。
(様式 4)
- ⑥ 県教育委員会は、④の通知と同時に、通知を受けた児童生徒について、速やかに、その者が就学する特別支援学校の校長に対し、その氏名と入学期日を通知する。
(様式 12)

(注)

- ②の通知を受けた市町村教育委員会が、通知を受けた児童生徒を認定特別支援学校就学者と認めない場合、小・中学校等への転学手続を行う。
- 小・中学校等の児童生徒が、他都道府県の市区町村立特別支援学校又は小・中学校院内学級等を退学した場合は、当該市町村教育委員会間で手続を行う。

(3) 他都道府県から本県の特別支援学校に区域外就学している児童生徒が退学するときの手続

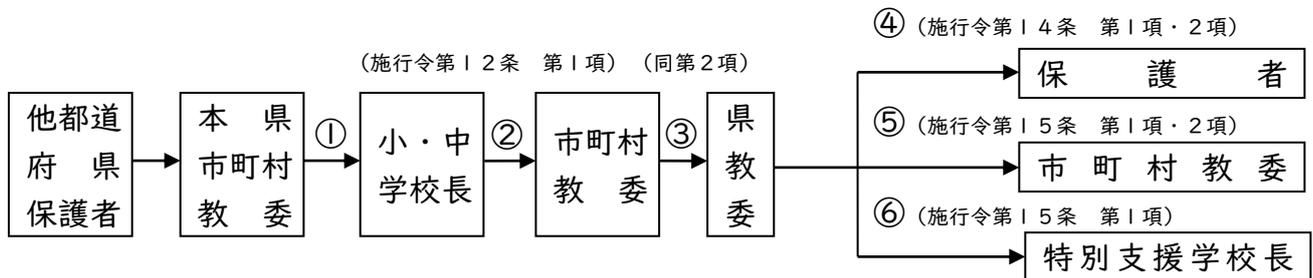
(施行令第18条)



- ① 他都道府県に住所のある児童生徒が、区域外就学をしている本県の特別支援学校を退学するときは、当該特別支援学校長は、速やかに、県教育委員会に対し、その旨を通知する。
(様式 40)
- ② ①の通知を受けた県教育委員会は、通知を受けた児童生徒の住所のある他の都道府県市区町村教育委員会に対し、他の都道府県教育委員会を経由して、速やかに、区域外就学児童生徒の退学を通知する。
(様式 41)

(注) 区域外就学児童生徒の退学通知には、学校からの退学通知の写しと診断書等の写しを添付する。

11 他都道府県の特別支援学校に在学する児童生徒の保護者が本県に住所を異動し転校するときの手続



① 他都道府県の特別支援学校に在学する児童生徒が、その保護者の住所異動にともない本県に転居してきたときは、新住所の市町村教育委員会は、児童生徒を該当の小・中学校等に転入させ学齢簿を作成する。

② 転入した児童生徒で視覚障がい者等と判断されるときは、その小・中学校長は、速やかに児童生徒の住所のある市町村教育委員会に対し、その旨を通知する。 (様式 10)

なお、保護者が本県の特別支援学校への転校を希望し、当該市町村教育委員会が児童生徒が認定特別支援学校就学者であると認める場合は、この通知を省略することができる。

③ 市町村教育委員会は、当該児童生徒を認定特別支援学校就学者と認めた場合、県教育委員会に対し、速やかに、児童生徒の氏名と特別支援学校に就学させるべき旨を通知する。なお、学齢簿の謄本及び障がいの状態を示す資料等を添付する。

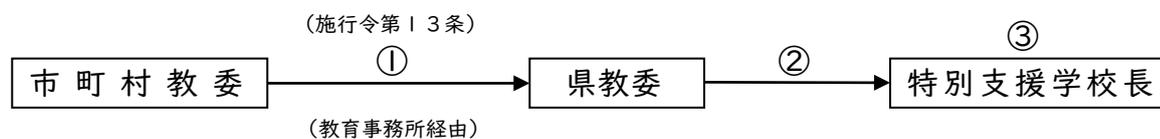
(様式 11) (様式 6)

④ ③の通知を受けた県教育委員会は、通知を受けた児童生徒について、速やかに、その保護者に対し、学校名と入学期日を通知する。 (様式 3)

⑤ 県教育委員会は、④の通知と同時に、通知を受けた児童生徒について、速やかに、その児童生徒の住所のある市町村教育委員会に対し、その氏名、学校名及び入学期日を通知する。 (様式 4)

⑥ 県教育委員会は、④の通知と同時に、通知を受けた児童生徒について、速やかに、その者が就学する特別支援学校長に対し、その氏名と入学期日を通知する。 (様式 12)

12 特別支援学校に就学する児童生徒の学齢簿の記載に変更又は訂正が生じた場合の手続



- ① 市町村教育委員会は、特別支援学校に就学する者又は、就学している者で、特別支援学校就学（転学）該当者の通知に添付した学齢簿の謄本に係る学齢簿の原本に加除訂正を行ったときは、県教育委員会に対し、その旨を通知する。
なお、加除訂正した学齢簿の謄本を添付する。 (様式 42)
- ② ①の通知を受けた県教育委員会は、特別支援学校長に対し、速やかに、その旨を通知する。 (様式 43)
- ③ ②の通知を受けた特別支援学校長は、通知に基づき関係書類の訂正を行う。

(注)

- 他市町村へ住所を異動しても転校しない場合は、手続要領8(2)の手続を行う。
- 小・中学校等に在籍する児童生徒で、他都道府県の特別支援学校に区域外就学をしている者の学齢簿の加除訂正があったときは、本手続きによらず、保護者が他都道府県の特別支援学校へ訂正事項を直接申し出ることとする。

13 特別支援学校小学部又は中学部の全課程を修了した者の通知

(施行令第22条)

特別支援学校長

市町村教育委員会

※ 特別支援学校長は、特別支援学校の小学部又は中学部の全課程を修了した者の氏名をその者の住所のある市町村教育委員会に速やかに通知する。 (様式 44)

14 出席が良好でない児童生徒についての通知

(施行令第20条)

特別支援学校長

市町村教育委員会

※ 特別支援学校長は、その学校に在学する児童生徒が、休業日を除き引き続き7日間出席せず、その他の出席状況が良好でない場合において、その出席させないことについて保護者に正当な事由がないときは、速やかに、その旨を児童生徒の住所のある市町村教育委員会に通知する。
(様式 45)

(注) 併せて、通知の写しを県教育委員会へ送付し、報告すること。

IV 様式

号

令和 年 月 日

宮崎県教育委員会教育長 殿

(市町村) 教育委員会教育長
(公印省略)

特別支援学校就学該当者の通知

このことについて、学校教育法施行令第11条第1項及び第2項の規定により、下記のとおり通知します。

記

令和 年度 入学児童名簿

No.	フリガナ 児童氏名	性別	生年月日 (和暦)	年齢	保護者氏名	保護者の現住所	障がいの別	備考
1			年 月 日					
2								
3								

- (注) (1) 「年齢」の欄は、入学年度の4月1日現在で記入すること。
(2) 「障がいの別」の欄には、「視覚障がい・聴覚障がい・知的障がい・肢体不自由・病弱」の別を記入すること。
(3) 「備考」の欄には、入学希望の学校名等を記入し、入学後の配慮事項（訪問教育が望ましい等）や、通学形態（寄宿舍、施設入所、自宅から通学等）も記入すること。
(4) 学齢簿の謄本を添付すること。
(5) 次の障がいの状態を示す資料を添付すること。
①障害者手帳（身体障害者手帳又は療育手帳）又は診断書の写し
②市町村教育委員会の判断資料又は個人調書（様式6）
(6) 人数が多い場合は、「別紙」とすること。

(様式 2) 満6歳になった者が入学するときの市町村教育委員会用
 (住所変更により、新たに満6歳児の認定特別支援学校就学者があった場合)

号
 令和 年 月 日

宮崎県教育委員会教育長 殿

(市町村) 教育委員会教育長
 (公 印 省 略)

特 別 支 援 学 校 就 学 該 当 者 の 通 知

このことについて、学校教育法施行令第11条の3第1項の規定により下記のとおり通知します。

記

令和 年度 入学児童名簿

No.	フリガナ 児 童 氏 名	性 別	生年月日 (和暦)	年 齢	保護者氏名	〒 保護者の現住所	障がい の別	備 考
1			年 月 日					
2								
3								

- (注) (1) 「年齢」の欄は、入学年度の4月1日現在で記入すること。
 (2) 「障がいの別」の欄には、「視覚障がい・聴覚障がい・知的障がい・肢体不自由・病弱」の別を記入すること。
 (3) 「備考」の欄には、入学希望の学校名等を記入し、入学後の配慮事項(訪問教育が望ましい等)や、通学形態(寄宿舍、施設入所、自宅から通学等)も記入すること。
 (4) 学齢簿の謄本を添付すること。
 (5) 次の障がいの状態を示す資料を添付すること。
 ①障害者手帳(身体障害者手帳又は療育手帳)又は診断書の写し
 ②市町村教育委員会の判断資料又は個人調書(様式6)
 (6) 人数が多い場合は、「別紙」とすること。

特別支援学校就学該当者の通知

このことについて、学校教育法施行令第11条第1項及び第2項の規定により、下記のとおり通知します。

記

令和〇年度 入学児童名簿

No.	フリガナ 児童氏名	性別	生年月日 (和暦)	年 齢	保護者氏名	〒 保護者の現住所	障がい の別	備 考
1	〇〇 〇〇 〇〇 〇〇	男	令和〇年 〇月〇日	6	〇〇 〇〇	〒〇〇〇-〇〇〇〇 〇〇市〇〇町〇〇番地	知的 障がい	都城きりしま支援学校 自宅から通学
2	〇〇 〇〇 〇〇 〇〇	女	令和〇年 〇月〇日	6	〇〇 〇〇	〒〇〇〇-〇〇〇〇 〇〇市〇〇町〇〇番地	知的 障がい	児湯るびなす支援学校 訪問教育
3	〇〇 〇〇 〇〇 〇〇	男	令和〇年 〇月〇日	6	〇〇 〇〇	〒〇〇〇-〇〇〇〇 〇〇市〇〇町〇〇番地 〇〇団地〇棟〇〇号	肢体 不自由	清武せいりゅう支援学校 こども療育センター入所
4	〇〇 〇〇 〇〇 〇〇	女	令和〇年 〇月〇日	6	〇〇 〇〇	〒〇〇〇-〇〇〇〇 〇〇市〇〇町〇〇番地	病弱	赤江まつばら支援学校 訪問教育

(注) 現住所は、学齢簿の通り記載すること。

特別支援学校就学該当者の通知

このことについて、学校教育法施行令第11条の3第1項の規定により、下記のとおり通知します。

記

令和〇年度 入学児童名簿

※以下の内容は上記表と同様

10295-
令和 年 月 日

(保護者) 様

宮崎県教育委員会教育長
(公 印 省 略)

入 学 期 日 等 の 通 知

このことについて、下記のとおり決定しましたので、学校教育法施行令第14条第1項及び第2項の規定によりお知らせします。

記

児 童 生 徒 氏 名	
生 年 月 日 (和 暦)	年 月 日
入 学 す べ き 学 校 等	宮崎県立 学校 学部 年
学 校 の 所 在 地	〒
入 学 期 日	令 和 年 月 日
備 考	

(文書取扱 特別支援教育課)

10295-
令和 年 月 日

(市町村) 教育委員会教育長 殿

宮崎県教育委員会教育長
(公 印 省 略)

特 別 支 援 学 校 へ の 就 学 通 知

このことについて、学校教育法施行令第15条第1項及び第2項の規定により、下記のとおり通知します。

記

令和 年度 入学児童生徒名簿

No.	フリガナ 児童生徒氏名	性 別	生年月日 (和暦)	年 齢	保護者氏名	障がい の別	就学すべき学校名	学部 学年	入 学 期 日
1			年 月 日						
2									
3									

(文書取扱 特別支援教育課)

(様式 5) 特別支援学校への就学通知

10295-
令和 年 月 日

〇〇〇〇支援学校長 殿

教 育 長

特別支援学校への就学通知

このことについて、学校教育法施行令第15条第1項の規定により下記のとおり通知します。

記

令和 年度 入学児童生徒名簿

No.	フリガナ 児童生徒氏名	性 別	生年月日 (和暦)	年 齢	保護者氏名	〒 保護者の住所	学部 学年	入 学 期 日
1			年 月 日					
2								
3								

(文書取扱 特別支援教育課)

(注) 人数が多い場合は、「別紙」とすること。

特別支援学校へ就学・転学する児童生徒の個人調書

(市町村) 教育委員会 令和 年 月 日 作成

ふりがな 児童生徒氏名		男 女	生年月日 (和暦) 年齢	年 月 日 歳	
保護者氏名		続 柄			
保護者住所		〒			
見 童 生 徒 の 様 子	所 属 等	市・町・村 立 学校 第 学年 組			
		1 通常の学級 2 通級による指導 (言語 情緒 弱視 難聴 LD・ADHD) 3 特別支援学級 (知的 自情 弱視 難聴 病弱 肢体不自由)			
	障 がい の 状 況 等	障 がい 名		診 断 名	
		検 査 名		療育手帳 及び障がい者手帳 等(写を添 付すること)	療育手帳 有・無・申請中 A・B1・B2 (年 月 日交付)
	検 査 の 結 果	年 月実施 検査者等 ()		身体障害者手帳 有・無 (第 種 級) (年 月 日交付)	
	障 がい の 状 態 及 び 教 育 的 ニーズ				
就 学 に 関 す る 意 見 ・ 判 断	本人・保護者 の 意 見				
	教育支援委員 会等の意見				
	教育的ニーズ ・必要な支援 についての合 意形成の概要				
	市町村教育 委員会 の 総 合 的 判 断				

(注) 児童相談所による指導方針書、市町村教育支援委員会等の答申等を参考に正確に記入すること。なお、児童相談所による指導方針書の写しは提出しないこと。

特別支援学校へ就学・転学する児童生徒の個人調書

〇〇〇教育委員会 令和〇〇年〇〇月〇〇日 作成

ふりがな 児童生徒氏名	みやざき たろう 宮崎 太郎	男 女	生年月日 年 齢 (和暦)	令和〇〇年〇〇月〇〇日 〇〇歳
保護者氏名	宮崎 一郎	続 柄	父	
保護者住所	〒〇〇〇-〇〇〇〇 〇〇郡〇〇町大字〇〇 〇〇〇番地〇 (学齢簿のとおり記載すること)			
児 童 生 徒 の 様 子	所 属 等	〇〇 市 (町) 村 立 〇〇 学校 第 〇 学年 〇 組		
		1 通常の学級 2 通級による指導 (言語 情緒 弱視 難聴 LD・ADHD) 3 (特別支援学級) (知的) 自情 弱視 難聴 病弱 肢体不自由)		
障 がい の 状 況 等	障 がい 名	知的障がい	診 断 名	ダウン症候群
	検 査 名	田中ビネーV	療育手帳 及び障がい者手帳 等(写を添 付すること)	療育手帳 (有)・無・申請中 A・(B1)・B2 (令和〇年〇月〇日交付)
検 査 の 結 果	中度の知的発達の遅れ 特別な教育課程での学習 が望まれる。 令和6年5月実施 検査者等 (中央児童相談所)			身体障害者手帳 有 (無) (第 種 級) (年 月 日交付)
障 がい の 状 態 及 び 教 育 的 ニーズ	友だちと積極的に関わり、一緒に活動することを好むが、教科学習面で困難な課題が多くなり、自信をなくしている。授業への参加を拒む様子が見られるようになっている。			
就 学 に 関 する 意 見	本人・保護者の意見	これまでは、社会性の発達から地域の小学校での指導を望んでいたが、児童の特性に応じた指導を望むようになり、現在は知的障がい特別支援学校への就学を希望している。		
判 断	教育支援委員会等の意見	知的障がい特別支援学校において指導を受けることが望ましい。		
	教育的ニーズ・必要な支援についての合意形成の概要	知的発達に中度の遅滞が見られ、特別な指導が必要であること、対人関係、社会性等については、少人数の中での丁寧な個別の指導により今後の発達が大きいと期待できる。		
	市町村教育委員会の総合的判断	知的障がい特別支援学校への転学が適当であると判断した。		

号

令和 年 月 日

(市町村) 教育委員会教育長 殿

(市町村) 立小学校名
学 校 長 名
(公 印 省 略)

特別支援学校中学部への就学該当者の通知

このことについて、下記のとおり通知します。

記

No.	フリガナ 児 童 氏 名	性 別	生年月日 (和暦)	年 齢	学 年	保護者氏名	〒 保護者の現住所	障がい の別	備 考
1			年 月 日						
2									
3									

- (注) (1) 「年齢」の欄は、入学年度の4月1日現在で記入すること。
(2) 「障がいの別」の欄には、「視覚障がい・聴覚障がい・知的障がい・肢体不自由・病弱」の別を記入すること。
(3) 「備考」の欄には、入学希望の学校名等を記入し、入学後の配慮事項（訪問教育が望ましい等）や、通学形態（寄宿舍、施設入所、自宅から通学等）も記入すること。
(4) 障がいの状態を示す資料の添付について、各市町村教育委員会に確認すること。
(5) 人数が多い場合は、「別紙」とすること。

号

令和 年 月 日

宮崎県教育委員会教育長 殿

(市町村) 教育委員会教育長
(公 印 省 略)

特別支援学校中学部への就学該当者の通知

このことについて、学校教育法施行令第11条の2の規定により、下記のとおり通知
します。

なお、当該児童の学齢簿の謄本を添付します。

記

令和 年度 入学生徒名簿

No.	フリガナ 児童氏名	性 別	生年月日 (和暦)	年 齢	現在の 学校名	学 年	保護者氏名	保護者の現住所	障がい の別	備 考
1			年 月 日		立 学校					
2										
3										

- (注) (1) 「年齢」の欄は、入学年度の4月1日現在で記入すること。
 (2) 「障がいの別」の欄には、「視覚障がい・聴覚障がい・知的障がい・肢体不自由・病弱」
 の別を記入すること。
 (3) 「備考」の欄には、入学希望の学校名等を記入し、入学後の配慮事項（訪問教育が望ま
 しい等）や、通学形態（寄宿舍、施設入所、自宅から通学等）も記入すること。
 (4) 学齢簿の謄本を添付すること。
 (5) 次の障がいの状態を示す資料を添付すること。
 ①障害者手帳（身体障害者手帳又は療育手帳）又は診断書の写し
 ②市町村教育委員会の判断資料又は個人調書（様式6）
 (6) 人数が多い場合は、「別紙」とすること。

(様式 7 記載例) 小学校等を卒業する者が、特別支援学校中学部へ就学するときの学校用

特別支援学校中学部への就学該当者の通知

このことについて、下記のとおり通知します。

記

No.	フリガナ 児童氏名	性別	生年月日 (和暦)	年齢	学年	保護者氏名	〒 保護者の現住所	障がい の別	備考
1	〇〇 〇〇 〇〇 〇〇	女	平成〇年 〇月〇日	12	6	〇〇 〇〇	〒〇〇〇-〇〇〇〇 〇〇市〇〇町〇〇番地	知的 障がい	みやざき中央 支援学校 中学部 自宅から通学

(注) 現住所は、学齢簿のとおり記載すること。

(様式 8 記載例) 小学校等を卒業する者が、特別支援学校中学部へ就学するときの
市町村教育委員会用

特別支援学校中学部への就学該当者の通知

このことについて、学校教育法施行令第11条の2の規定により、下記のとおり通知
します。

なお、当該児童の学齢簿の謄本を添付します。

記

令和 年度 入学生徒名簿

No.	フリガナ 児童氏名	性別	生年月日 (和暦)	年齢	現在の 学校名	学年	保護者氏名	〒 保護者の現住所	障がい の別	備考
1	〇〇 〇〇 〇〇 〇〇	女	令和〇年 〇月〇日	12	〇〇市立 〇小学校	6	〇〇 〇〇	〒〇〇〇-〇〇〇〇 〇〇市〇〇町 〇〇番地	知的 障がい	みやざき 中央支援 学校 中学部 自宅から 通学

(注) 現住所は、学齢簿のとおり記載すること。

10290-
令和 年 月 日

〇〇〇〇支援学校長 殿

教 育 長

特別支援学校中学部への就学通知

このことについて、学校教育法施行令第15条第1項の規定により、下記のとおり通知します。

記

No.	フリガナ 児童生徒氏名	性 別	生年月日 (和暦)	年 齢	現在の 学校名	学 年	保護者氏名	〒 保護者の住所	学部 学年	入 学 期 日
1			年 月 日		立 学校					
2										
3										

(文書取扱 特別支援教育課)

号
令和 年 月 日

(市町村)教育委員会教育長 殿

(市町村)立学校名
学 校 長 名
(公印省略)

視覚障がい者等となった児童生徒の通知

このことについて、学校教育法施行令第12条第1項の規定により、下記のとおり通知します。

記

No.	フリガナ 児童生徒氏名	性 別	生年月日 (和暦)	年 齢	学 年	保護者氏名	〒 保護者の現住所	障がい の別	備 考
1			年 月 日						
2									
3									

- (注) (1) 「障がいの別」の欄には、「視覚障がい・聴覚障がい・知的障がい・肢体不自由・病弱」の別を記入すること。
- (2) 「備考」の欄には、入学希望の学校名、入学期日等を記入し、入学後の配慮事項（訪問教育が望ましい等）や、通学形態（寄宿舍、施設入所、自宅から通学等）も記入すること。
- (3) 障がいの状態を示す資料の添付について、各市町村教育委員会に確認すること。
- (4) 入院による転学の場合は、診断書の写しを添付すること。
- (5) 人数が多い場合は、「別紙」とすること。

号

令和 年 月 日

宮崎県教育委員会教育長 殿

(市町村) 教育委員会教育長

(公印省略)

特別支援学校への転学該当者の通知

このことについて、学校教育法施行令第12条第2項の規定により、下記のとおり通知します。

なお、当該児童生徒の学齢簿の謄本を添付します。

記

No.	フリガナ 児童生徒氏名	性別	生年月日 (和暦)	年齢	現在の 学校名	学年	保護者氏名	保護者の現住所	障がいの別	備考
1			年 月 日		立 学校					
2										
3										

- (注) (1) 「障がいの別」の欄には、「視覚障がい・聴覚障がい・知的障がい・肢体不自由・病弱」の別を記入すること。
- (2) 「備考」の欄には、入学希望の学校名、入学期日等を記入し、入学後の配慮事項（訪問教育が望ましい等）や、通学形態（寄宿舍、施設入所、自宅から通学等）も記入すること。
- (3) 学齢簿の謄本を添付すること。
- (4) 次の障がいの状態を示す資料を添付すること
- ① 障害者手帳（身体障害者手帳又は療育手帳）又は診断書の写し
 - ② 市町村教育委員会等の判断資料又は個人調書（様式6）
- (5) 入院による転学の場合は、診断書の写しを添付すること。
- (6) 人数が多い場合は、「別紙」とすること。

視覚障がい者等となった児童生徒の通知

このことについて、学校教育法施行令第12条第1項の規定により、下記のとおり通知します。

記

No.	フリガナ 児童生徒氏名	性別	生年月日 (和暦)	年齢	学年	保護者氏名	〒 保護者の現住所	障がいの別	備考
1	〇〇 〇〇 〇〇 〇〇	女	平成〇年 〇月〇日	9	4	〇〇 〇〇	〒〇〇〇-〇〇〇〇 〇〇市〇〇町〇〇番地	知的 障がい	みやざき中央 支援学校 小学部 9月1日転入
2									

(注) 現住所は、学齢簿のとおり記載すること。

特別支援学校への転学該当者の通知

このことについて、学校教育法施行令第12条第2項の規定により、下記のとおり通知します。

なお、当該児童生徒の学齢簿の謄本を添付します。

記

No.	フリガナ 児童生徒氏名	性別	生年月日 (和暦)	年齢	現在の 学校名	学年	保護者氏名	〒 保護者の現住所	障がいの別	備考
1	〇〇 〇〇 〇〇 〇〇	女	平成〇年 〇月〇日	9	〇〇市立 〇〇小学校	4	〇〇 〇〇	〒〇〇〇-〇〇〇〇 〇〇市〇〇町 〇〇番地	知的 障がい	みやざき 中央支援 学校 小学部 9月1日 転入
2										

(注) 現住所は、学齢簿のとおり記載すること。

10295-
令和 年 月 日

〇〇〇〇支援学校長 殿

教 育 長

特別支援学校への転学通知

このことについて、学校教育法施行令第15条第1項の規定により、下記のとおり通知します。

記

No.	フリガナ 児童生徒氏名	性 別	生年月日 (和暦)	年 齢	現在の 学校名	学 年	保護者氏名	〒 保護者の現住所	学部 学年	入学 期日
1			年 月 日							
2										
3										

(文書取扱 特別支援教育課)

(様式 13) 小・中学校等から特別支援学校へ転学するときの学校用
(障がいの状態等の変化による転学)

	号 令和 年 月 日
(市町村)教育委員会教育長 殿	(市町村)立学校名 学 校 長 名 (公印省略)
視覚障がい等がある児童生徒の障がいの状態等の変化による特別支援学校 への転学に係る通知	
このことについて、学校教育法施行令第12条の2第1項の規定により、下記のとおり 通知します。	
記	
児 童 生 徒 氏 名	(性 別)
生 年 月 日 (和 暦)	年 月 日
在 籍	立 学 校 第 学 年
保 護 者 氏 名	
保 護 者 の 住 所	〒
希 望 す る 学 校	
理 由	

- (注) (1) 障がいの状態を示す資料の添付について、市町村教育委員会に確認すること。
 (2) 理由については、「障がいの状態の変化」「教育上必要な支援の内容の変化」「支援体制の整備状況の変化」「その他の事情」等の観点を踏まえ、具体的な状況を記入すること。

(様式 14) 小・中学校等から特別支援学校へ転学するときの市町村教育委員会用
(障がいの状態等の変化による転学)

号

令和 年 月 日

宮崎県教育委員会教育長 殿

(市町村) 教育委員会教育長
(公印省略)

**視覚障がい等がある児童生徒の障がいの状態等の変化による特別支援学校
への転学に係る通知**

このことについて、学校教育法施行令第12条の2第2項の規定により、下記のとおり
通知します。

記

児童生徒氏名	(性別)
生年月日(和暦)	年 月 日
在籍	(市町村)立 学校 第 学年
保護者氏名	
保護者の住所	〒
希望する学校	
理由	
転学予定日	令和 年 月 日

- (注) (1) 転学予定日は、在籍校の転出日を記入すること。
(2) 次の障がいの状態を示す資料を添付すること
① 障害者手帳(身体障害者手帳又は療育手帳)又は診断書の写し
② 市町村教育委員会等の判断資料又は個人調書(様式6)
(3) 理由については、「障がいの状態の変化」「教育上必要な支援の内容の変化」「支援体制の整備状況の変化」「その他の事情」等の観点を踏まえ、具体的な状況を記入すること。

(様式 15) 特別支援学校から小・中学校等への転学

(視覚障がい者等でなくなった者) ※他都道府県へ区域外就学した場合も同じ

教育長 殿	号 令和 年 月 日
	〇〇〇〇支援学校 校長 (公印省略)
転 出 通 知	
このことについて、学校教育法施行令第6条の2第1項の規定により、下記のとおり通知します。	
記	
児童生徒氏名	(性別)
生年月日(和暦)	年 月 日
在籍	宮崎県立 学校 学部 年
保護者氏名	
保護者の住所	〒
理由	(例) 上記の者は、令和 年 月 日から本校に在学中であったが、別添資料(診断書等)のとおり症状軽快したため。 (前籍校 立 学校)
転学予定日	令和 年 月 日

- (注) (1) 転学予定日は、在籍校の転出日を記入すること。
(2) 転学の理由に応じて関係書類を添付すること。
(診断書、校内就学支援委員会等の資料等)

(様式 16) 市町村教育委員会に対する特別支援学校からの転学通知
(視覚障がい者等でなくなった者)

10295-
令和 年 月 日

(市町村)教育委員会教育長 殿

宮崎県教育委員会教育長
(公印省略)

特別支援学校からの転学通知

このことについて、学校教育法施行令第6条の2第2項の規定により、下記のとおり通知します。

記

児童生徒氏名	(性別)
生年月日(和暦)	年 月 日
在籍	宮崎県立 学校 学部 年
保護者氏名	
保護者の住所	〒
理由	
転学予定日	令和 年 月 日

(文書取扱 特別支援教育課)

(様式 17) 特別支援学校から小・中学校等へ転学するときの学校用
(障がいの状態等の変化による転学)

号

令和 年 月 日

教 育 長 殿

〇〇〇〇支援学校
校長

(公印省略)

**特別支援学校在籍児童生徒の障がいの状態等の変化による小・
中学校等への転学に係る通知**

このことについて、学校教育法施行令第6条の3第1項の規定により、下記のとおり
通知します。

記

児 童 生 徒 氏 名	(性 別)
生 年 月 日 (和 歴)	年 月 日
在 籍	宮崎県立 学校 学部 年
保 護 者 氏 名	
保 護 者 の 住 所	〒
理 由	

(注) (1) 転学の理由に応じて関係書類を添付すること。

(診断書又は校内教育支援委員会等の判断資料等)

(2) 理由については、「障がいの状態の変化」「教育上必要な支援の内容の変化」「支援体制の整備状況の変化」「その他の事情」等の観点を踏まえ、具体的な状況を記入すること。

(様式 18) 市町村教育委員会に対する特別支援学校からの転学通知
(障がいの状態等の変化による転学)

10295-
令和 年 月 日

(市町村) 教育委員会教育長 殿

宮崎県教育委員会教育長
(公印省略)

**特別支援学校在籍児童生徒の障がいの状態等の変化による小・
中学校等への転学に係る通知**

このことについて、学校教育法施行令第6条の3第2項の規定により、下記のとおり、当該特別支援学校より通知があったことを通知します。

記

児童生徒氏名	(性別)
生年月日(和暦)	年 月 日
在籍	宮崎県立 学校 学部 年
保護者氏名	
保護者の住所	〒
理由	

(文書取扱 特別支援教育課)

号
令和 年 月 日

宮崎県教育委員会教育長 殿

(市町村) 教育委員会教育長
(公 印 省 略)

特別支援学校への継続就学通知

このことについて、学校教育法施行令第6条の3第3項の規定により、下記のとおり、当該特別支援学校に引き続き就学することが適当と認めますので、通知します。

記

児童生徒氏名	(性別)
生年月日 (和暦)	年 月 日
在 籍	宮崎県立 学校 学部 年
保護者氏名	
保護者の住所	〒
理 由	

(注) (1) 特別支援学校への継続就学の理由に応じて関係書類を添付すること。

(市町村教育委員会の判断資料又は個人調書(様式6))

(2) 理由については、「障がいの状態」「教育上必要な支援の内容」「支援体制の整備状況の変化」「その他の事情」等の観点を踏まえ、具体的な状況を記入すること。

10295－
令和 年 月 日

〇〇〇〇支援学校長 殿

教 育 長

特別支援学校への継続就学通知

このことについて、下記のとおり当該市町村教育委員会より、特別支援学校に引き続き就学することが適当と認める旨、通知がありましたので、学校教育法施行令第6条の3第4項の規定により通知します。

記

児童生徒氏名	(性別)
生年月日 (和暦)	年 月 日
在 籍	宮崎県立 学校 学部 年
保護者氏名	
保護者の住所	〒
理 由	

(文書取扱 特別支援教育課)

(様式 21) 同一市町村内での転居又は住所はそのまま、特別支援学校間の転校を希望する
保護者用

令和 年 月 日

宮崎県教育委員会教育長 殿

〒〇〇〇-〇〇〇〇

住 所

保護者氏名

学 校 指 定 変 更 願

下記の者の学校指定の変更についてお願いします。

記

児 童 生 徒 氏 名	(性 別)
生 年 月 日 (和 暦)	年 月 日
在 籍	宮崎県立 学校 学部 年
希 望 す る 学 校 名	
転 校 後 の 住 所	〒
理 由	
転 学 予 定 日	令 和 年 月 日

- (注) (1) 転学予定日は、在籍校を転出する日を記入すること。
 (2) 転学の理由に応じて関係書類を添付すること。
 (診断書又は校内教育支援委員会等の判断資料等)
 (3) 保護者氏名は自署すること。

10295-
令和 年 月 日

(保護者) 様

宮崎県教育委員会教育長
(公印省略)

学 校 指 定 変 更 通 知

令和 年 月 日付で申請のあった標記について、下記のとおりお知らせします。

記

児 童 生 徒 氏 名		
生 年 月 日 (和 暦)	年 月 日	
指 定 校 の 変 更	新	学 校 名 (令和 年 月 日 から在籍) 所 在 地
	旧	学 校 名 (令和 年 月 日 まで在籍)
入 学 期 日	令 和 年 月 日	
備 考		

(文書取扱 特別支援教育課)

(様式 23) 市町村教育長及び特別支援学校長への特別支援学校間の転校通知
(住所を異動しない場合)

10295-
令和 年 月 日

市町村教育委員会教育長 殿
(新旧の〇〇〇〇支援学校長 殿)

宮崎県教育委員会教育長
(公 印 省 略)
(教 育 長)

学 校 指 定 変 更 通 知

就学すべき学校を下記のとおり変更しますので、学校教育法施行令第16条の規定によりお知らせします。

記

児 童 生 徒 氏 名	(性 別)	
学 部 ・ 学 年	学 部	年
生 年 月 日 (和 暦)	年	月 日
保 護 者 氏 名		
保 護 者 の 住 所	〒	
指 定 校 の 変 更	新	学 校 名 (令和 年 月 日 から在籍)
	旧	学 校 名 (令和 年 月 日 まで在籍)
入 学 期 日	令 和	年 月 日
備 考		

(文書取扱 特別支援教育課)

令和 年 月 日

教 育 長 殿

〇〇〇〇特別支援学校

校長

(公印省略)

児童生徒の転学について (通知)

このことについて、下記のとおり通知します。

記

児 童 生 徒 氏 名	(性 別)
生 年 月 日 (和 暦)	年 月 日
在 籍	宮崎県立 学校 学部 年
希 望 す る 学 校 名	
転 校 後 の 住 所	〒
理 由	
転 学 予 定 日	令 和 年 月 日

(注)

- (1) 転学予定日は、在籍校を転出する日を記入すること。
- (2) 障がいの状態を示す資料を添付すること。
(障害者手帳 (身体障害者手帳又は療育手帳) 又は診断書の写し)

(様式 25) 他の市町村へ住所を異動し、特別支援学校への転校に関する通知

10295-

令和 年 月 日

(新住所の市町村) 教育委員会教育長 殿

宮崎県教育委員会教育長

(公 印 省 略)

児童生徒の転学について (通知)

このことについて、別添 (写し) のとおり、〇〇〇〇支援学校から通知がありましたので、関係書類を送付します。

(文書取扱 特別支援教育課)

(様式 26) 他都道府県特別支援学校への区域外就学を希望する保護者用

令和 年 月 日

(他都道府県) 教育委員会教育長 殿

保護者氏名 (自署)

区 域 外 就 学 承 諾 願

下記の者を区域外就学させたいので、学校教育法施行令第17条の規定によりお届けします。

つきましては、承諾くださるようお願いいたします。

記

児 童 生 徒 氏 名	(性 別)
生 年 月 日 (和 暦)	年 月 日
在 籍	立 学校 学部 年
保 護 者 氏 名	
保 護 者 の 住 所	〒
希 望 す る 学 校 名	(他 都 道 府 県) 立 学校
理 由	

- (注) (1) 障がいの状態が分かる資料 (診断書等) を添付すること。
(2) 区域外就学希望の理由に応じて関係書類を添付すること。
(入院等による場合は、診断書等)
(3) 未就学児で新入学予定の者が区域外就学をする場合は、「在籍」欄に「未就学」と記入すること。

号
令和 年 月 日

宮崎県教育委員会教育長 殿

(市町村) 教育委員会教育長
(公 印 省 略)

区域外就学承諾願について（通知）

このことについて、保護者から申請がありましたので、別添のとおりお知らせします。
なお、当該児童生徒の学齢簿の謄本及び関係書類を添付します。

号
令和 年 月 日

教 育 長 殿
((市町村) 教育委員会教育長 殿)

〇〇〇〇特別支援学校
校長
(公 印 省 略)

区域外就学承諾願について (通知)

このことについて、保護者から申請がありましたので、別添のとおりお知らせします。
なお、当該児童生徒の障がいの状態を示す資料を添付します。

10295-
令和 年 月 日

(他都道府県) 教育委員会教育長 殿

宮崎県教育委員会教育長
(公 印 省 略)

区域外就学承諾願の送付について (依頼)

このことについて、保護者から別添のとおり申請がありましたので、関係資料を添えて送付します。

つきましては、当該児童生徒の区域外就学を承諾くださるようお願いいたします。

(文書取扱 特別支援教育課)

10295-

令和 年 月 日

(市町村) 教育委員会教育長 殿
(○○○○支援学校長 殿)

宮崎県教育委員会教育長
(公 印 省 略)
(教 育 長)

区域外就学承諾について (通知)

このことについて、別添 (写し) のとおり (他都道府県) 教育長から通知がありましたので、関係書類を送付します。

(文書取扱 特別支援教育課)

号
令和 年 月 日

(市町村) 教育委員会教育長 殿

〇〇〇〇特別支援学校
校長
(公 印 省 略)

区域外就学承諾願について（通知）

このことについて、保護者から申請がありましたので、別添写しのとおりお知らせします。
なお、当該児童生徒の学齢簿の謄本を県教育委員会へ送付くださいますようお願いいたします。

号
令和 年 月 日

宮崎県教育委員会教育長 殿

(市町村)教育委員会教育長
(公印省略)

区域外就学手続に係る関係書類の送付について

このことについて、当該特別支援学校から通知がありましたので、当該児童生徒の学齢簿の謄本を添付します。

10295-
令和 年 月 日

(他都道府県) 教育委員会教育長 殿

宮崎県教育委員会教育長
(公 印 省 略)

区 域 外 就 学 承 諾 通 知

このことについて、下記のとおり承諾します。
つきましては、当該市区町村教育委員会教育長及び保護者へ関係書類を送付くださるようお願いします。

記

児 童 生 徒 氏 名	(性 別)
生 年 月 日 (和 暦)	年 月 日
保 護 者 氏 名	
保 護 者 の 住 所	〒
就 学 す べ き 学 校 等	宮崎県立 学校 学部 年
学 校 の 所 在 地	〒
入 学 期 日	令 和 年 月 日
備 考	

(文書取扱 特別支援教育課)

10295-
令和 年 月 日

(他都道府県市区町村) 教育委員会教育長 殿

宮崎県教育委員会教育長
(公 印 省 略)

区 域 外 就 学 承 諾 通 知

このことについて、下記のとおり承諾します。

記

児 童 生 徒 氏 名	(性 別)
生 年 月 日 (和 暦)	年 月 日
保 護 者 氏 名	
保 護 者 の 住 所	〒
就 学 す べ き 学 校 等	宮崎県立 学校 学部 年
学 校 の 所 在 地	〒
入 学 期 日	令 和 年 月 日
備 考	

(文 書 取 扱 特 別 支 援 教 育 課)

10295-
令和 年 月 日

(保護者) 様

宮崎県教育委員会教育長
(公 印 省 略)

区 域 外 就 学 承 諾 通 知

令和 年 月 日付で申請のありました区域外就学について、下記のとおり承諾します。

記

児 童 生 徒 氏 名	
生年月日 (和暦)	年 月 日
入 学 す べ き 学 校	宮崎県立 学校 学部 年
学 校 の 所 在 地	〒
入 学 期 日	令 和 年 月 日
備 考	

(文 書 取 扱 特 別 支 援 教 育 課)

10295-
令和 年 月 日

〇〇〇〇支援学校長 殿

教 育 長

区域外就学児童（生徒）の入学通知

このことについて、下記のとおり通知します。

記

ア 令和 年度 入学児童名簿

No.	フリガナ 児童氏名	性 別	生年月日 (和暦)	年 齢	保護者氏名	〒 保護者の現住所	学校 種別	備 考
1			年 月 日					

イ 学齢児童生徒

No.	フリガナ 児童生徒氏名	性 別	生年月日 (和暦)	年 齢	現在の 学校名	学 年	保護者氏名	〒 保護者の住所	学部 学年	入 学 期 日
1			年 月 日		(他都道 府県)立 学校					

(文書取扱 特別支援教育課)

10295-

令和 年 月 日

(市町村)教育委員会教育長 殿

宮崎県教育委員会教育長

(公印省略)

区域外就学児童（生徒）の退学通知

このことについて、別添写しのとおり（他都道府県）教育委員会から通知がありましたのでお知らせします。

(文書取扱 特別支援教育課)

(様式 38) 他都道府県の市区町村に転院等のため区域外就学をしていた者が復帰する場合

号

令和 年 月 日

教 育 長 殿

〇〇〇〇特別支援学校

校長

(公 印 省 略)

他 県 か ら の 転 入 通 知

このことについて、下記のとおり通知します。

記

児 童 生 徒 氏 名	(性 別)
生 年 月 日 (和 暦)	年 月 日
他 都 道 府 県 での 在 籍	(他 都 道 府 県 市 区 町 村) 立 学 校 学 部 年
保 護 者 氏 名	
保 護 者 の 住 所	〒
理 由	
転 入 期 日	令 和 年 月 日

(注) 他都道府県市区町村立学校長が保護者に発行した「在学証明書」及び「診断書等の写し」を添付すること。

10295-

令和 年 月 日

(市町村) 教育委員会教育長 殿

宮崎県教育委員会教育長

(公 印 省 略)

特別支援学校への転学について（依頼）

このことについて、別添写しのとおり（ ）学校から通知がありました。

つきましては、学校教育法施行令第12条第2項の規定により、当該児童生徒の学齢簿の謄本を添付の上、「特別支援学校への転学通知」を提出願います。

(文書取扱 特別支援教育課)

号
令和 年 月 日

教 育 長 殿

〇〇〇〇特別支援学校
校長
(公 印 省 略)

区 域 外 就 学 児 童 生 徒 の 退 学 通 知

このことについて、学校教育法施行令第18条の規定により、下記のとおり通知します。

記

児 童 生 徒 氏 名	(性 別)
生 年 月 日 (和 暦)	年 月 日
保 護 者 氏 名	
保 護 者 の 住 所	〒
在 籍	宮崎県立 学校 学部 年
学 校 の 所 在 地	〒
退 学 期 日	令 和 年 月 日
退 学 の 理 由	

10295-

令和 年 月 日

(他都道府県) 教育委員会教育長 殿

宮崎県教育委員会教育長

(公 印 省 略)

区 域 外 就 学 児 童 生 徒 の 退 学 通 知

このことについて、() 支援学校から別添写しのとおり通知がありましたので送付します。

つきましては、(関係市町村) 教育委員会への通知をお願いします。

(文書取扱 特別支援教育課)

号
令和 年 月 日

宮崎県教育委員会教育長 殿

(市町村) 教育委員会教育長
(公 印 省 略)

特別支援学校就学者の学齢簿の加除訂正について (通知)

学校教育法施行令第13条の規定により、下記の者の学齢簿を加除訂正したので通知します。

記

児 童 生 徒 氏 名	(性 別)
在 籍 学 校 名	
学 齢 簿 登 載 の 年 月 日	令 和 年 月 日
加 除 訂 正 年 月 日	令 和 年 月 日
加 除 訂 正 事 由	
加 除 訂 正 内 容	

- (注) (1) 訂正された学齢簿の謄本を添付すること。
(2) 学齢簿掲載の年月日は小学校入学年月日とする。

10295-
令和 年 月 日

〇〇〇〇支援学校長 殿

教 育 長

特別支援学校就学者の学齢簿の加除訂正について（通知）

このことについて、別添写しのとおり通知します。

（ 文書取扱 特別支援教育課 ）

(様式 44) 市町村教育委員会への全課程の修了者通知

号
令和 年 月 日

(市町村) 教育委員会教育長 殿

県立〇〇〇〇支援学校
校長
(公 印 省 略)

令和 年度 学部全課程の修了者の通知

このことについて、学校教育法施行令第22条の規定により、下記のとおり通知します。

記

証書番号	児童生徒氏名 生年月日 (和暦)	性 別	課程を修了 した学部	保護者氏名	現住所	進路及び今後の措置 に関する校長の所見

(注) 人数が多い場合は、「別紙」とすること。

号
令和 年 月 日

(市町村) 教育委員会教育長 殿

県立〇〇〇〇支援学校

校長

(公 印 省 略)

出席不良等の児童生徒の通知

このことについて、学校教育法施行令第20条の規定により、下記のとおり通知します。

記

児童生徒氏名	(性 別)
在 籍	宮崎県立 学校 学部 年
保護者氏名	
保護者の住所	〒
出席不良の状況	
学校のとった措置	

(文書取扱 特別支援教育課)

【参考資料】

- 学校教育法施行令の一部改正について（通知）
（平成25年9月1日付け25文科初第655号）・・・・・・・・・・ 83

- 障害のある児童生徒等に対する早期からの一貫した支援について（通知）
（平成25年10月4日付け 25文科初第756号）・・・・・・・・・・ 87

- 「障害のある子供の教育支援の手引～子供たち一人一人の教育的ニーズを踏まえた学びの充実に向けて～」について（通知）
（令和3年6月20日付け 3文科初第608号）・・・・・・・・・・ 94

- 障害のある児童生徒の就学先決定について（手続の流れ）
（「障害のある子供の教育支援の手引」P.374）・・・・・・・・・・ 98

- 障害のある子供の学びの場の決定について—教育委員会の取組—
（「障害のある子供の教育支援の手引」P.375～P.377）・・・・・・・・・・ 99

25文科初第655号
平成25年9月1日

各都道府県・指定都市教育委員会教育長
各都道府県知事
附属学校を置く各国立大学法人学長
構造改革特別区域法第12条
第1項の認定を受けた各地方公共団体の長
独立行政法人特別支援教育総合研究所理事長

殿

文部科学事務次官

山中伸一

(印影印刷)

学校教育法施行令の一部改正について（通知）

このたび、別添のとおり、「学校教育法施行令の一部を改正する政令」（以下「改正令」という。）が閣議決定され、平成25年8月26日付けをもって政令第244号として公布されました。その改正の趣旨及び内容等は下記のとおりですので、十分に御了知の上、適切に対処くださるようお願いいたします。

また、各都道府県教育委員会におかれては所管の学校及び域内の市町村教育委員会に対して、各指定都市教育委員会におかれては所管の学校に対して、各都道府県知事及び構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた各地方公共団体の長におかれては所轄の学校及び学校法人等に対して、各国立大学法人学長におかれては附属学校に対して、改正の趣旨及び内容等について周知を図るとともに、必要な指導、助言又は援助をお願いします。

記

第1 改正の趣旨

今回の学校教育法施行令の改正は、平成24年7月に公表された中央教育審議会初等中等教育分科会報告「共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進」（以下「報告」という。）において、「就学基準に該当する障害のある子どもは特別支援学校に原則就学するという従来の就学先決定の仕組みを改め、障害の状態、本人の教育的ニーズ、本人・保護者の意見、教育学、医学、心理学等専門的見地からの意見、学校や地域の状況等を踏まえた総合的な観点から就学先を決定する仕組みとすることが適当である。」との提言がなされたこと等を踏まえ、所要の改正を行うものである

こと。

なお、報告においては、「その際、市町村教育委員会が、本人・保護者に対し十分情報提供をしつつ、本人・保護者の意見を最大限尊重し、本人・保護者と市町村教育委員会、学校等が教育的ニーズと必要な支援について合意形成を行うことを原則とし、最終的には市町村教育委員会が決定することが適当である。」との指摘がなされており、この点は、改正令における基本的な前提として位置付けられるものであること。

第2 改正の内容

視覚障害者等（視覚障害者、聴覚障害者、知的障害者、肢体不自由者又は病弱者（身体虚弱者を含む。））で、その障害が、学校教育法施行令第22条の3の表に規定する程度のものである（以下同じ。）の就学に関する手続について、以下の規定の整備を行うこと。

1 就学先を決定する仕組みの改正（第5条及び第11条関係）

市町村の教育委員会は、就学予定者のうち、認定特別支援学校就学者（視覚障害者等のうち、当該市町村の教育委員会が、その者の障害の状態、その者の教育上必要な支援の内容、地域における教育の体制の整備の状況その他の事情を勘案して、その住所の存する都道府県の設置する特別支援学校に就学させることが適当であると認める者をいう。以下同じ。）以外の者について、その保護者に対し、翌学年の初めから2月前までに、小学校又は中学校の入学期日を通知しなければならないとすること。

また、市町村の教育委員会は、就学予定者のうち認定特別支援学校就学者について、都道府県の教育委員会に対し、翌学年の初めから3月前までに、その氏名及び特別支援学校に就学させるべき旨を通知しなければならないとすること。

2 障害の状態等の変化を踏まえた転学（第6条の3及び第12条の2関係）

特別支援学校・小中学校間の転学について、その者の障害の状態の変化のみならず、その者の教育上必要な支援の内容、地域における教育の体制の整備の状況その他の事情の変化によっても転学の検討を開始できるよう、規定の整備を行うこと。

3 視覚障害者等による区域外就学等（第9条、第10条、第17条及び第18条関係）

視覚障害者等である児童生徒等をその住所の存する市町村の設置する小中学校以外の小学校、中学校又は中等教育学校に就学させようとする場合等の規定を整備すること。

また、視覚障害者等である児童生徒等をその住所の存する都道府県の設置する特別支援学校以外の特別支援学校に就学させようとする場合等の規定を整備すること。

4 保護者及び専門家からの意見聴取の機会の拡大（第18条の2関係）

市町村の教育委員会は、児童生徒等のうち視覚障害者等について、小学校、中学校又は特別支援学校への就学又は転学に係る通知をしようとするときは、その保護者及び教育学、医学、心理学その他の障害のある児童生徒等の就学に関する専門的知識を有する

者の意見を聴くものとする。

5 施行期日（附則関係）

改正令は、平成 25 年 9 月 1 日から施行すること。

第 3 留意事項

- 1 平成 23 年 7 月に改正された障害者基本法第 16 条においては、障害者の教育に関する以下の規定が置かれているところであり、障害のある児童生徒等の就学に関する手続については、これらの規定を踏まえて対応する必要があること。特に、改正後の学校教育法施行令第 18 条の 2 に基づく意見の聴取は、市町村の教育委員会において、当該視覚障害者等が認定特別支援学校就学者に当たるかどうかを判断する前に十分な時間的余裕をもって行うものとし、保護者の意見については、可能な限りその意向を尊重しなければならないこと。

【参考：障害者基本法（抄）】

（教育）

第 16 条 国及び地方公共団体は、障害者が、その年齢及び能力に応じ、かつ、その特性を踏まえた十分な教育が受けられるようにするため、可能な限り障害者である児童及び生徒が障害者でない児童及び生徒と共に教育を受けられるよう配慮しつつ、教育の内容及び方法の改善及び充実に必要な施策を講じなければならない。

2 国及び地方公共団体は、前項の目的を達成するため、障害者である児童及び生徒並びにその保護者に対し十分な情報の提供を行うとともに、可能な限りその意向を尊重しなければならない。

3 国及び地方公共団体は、障害者である児童及び生徒と障害者でない児童及び生徒との交流及び共同学習を積極的に進めることによつて、その相互理解を促進しなければならない。

4 国及び地方公共団体は、障害者の教育に関し、調査及び研究並びに人材の確保及び資質の向上、適切な教材等の提供、学校施設の整備その他の環境の整備を促進しなければならない。

- 2 以上のほか、障害のある児童生徒等の就学に関する手続に関しては、報告において、「現在、多くの市町村教育委員会に設置されている「就学指導委員会」については、早期からの教育相談・支援や就学先決定時のみならず、その後の一貫した支援についても助言を行うという観点から、「教育支援委員会」（仮称）といった名称とすることが適当である。」との提言がなされており、この点についても留意する必要があること。

【本件連絡先】

文部科学省初等中等教育局

特別支援教育課企画調査係

〒100-8959 東京都千代田区霞が関 3-2-2

電話：03-5253-4111（内線）3193

FAX：03-6734-3737

E-mail：tokubetu@mext.go.jp

各都道府県・指定都市教育委員会教育長
各 都 道 府 県 知 事
附属学校を置く各国立大学法人学長 殿
構造改革特別区域法第 12 条
第 1 項の認定を受けた各地方公共団体の長
独立行政法人国立特別支援教育総合研究所理事長

文部科学省初等中等教育局長
前 川 喜 平

(印影印刷)

障害のある児童生徒等に対する早期からの一貫した支援について（通知）

中央教育審議会初等中等教育分科会報告「共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進（平成 24 年 7 月）」における提言等を踏まえた、学校教育法施行令の一部改正の趣旨及び内容等については、「学校教育法施行令の一部改正について（通知）」（平成 25 年 9 月 1 日付け 25 文科初第 655 号）をもってお知らせしました。この改正に伴う、障害のある児童生徒等に対する早期からの一貫した支援について留意すべき事項は下記のとおりですので、十分に御了知の上、適切に対処下さるようお願いいたします。

なお、「障害のある児童生徒の就学について（通知）」（平成 14 年 5 月 27 日付け 14 文科初第 291 号）は廃止します。

また、各都道府県教育委員会におかれては所管の学校及び域内の市町村教育委員会に対して、各指定都市教育委員会におかれては所管の学校に対して、各都道府県知事及び構造改革特別区域法第 12 条第 1 項の認定を受けた各地方公共団体の長におかれては所轄の学校及び学校法人等に対して、各国立大学法人学長におかれては附属学校に対して、下記について周知を図るとともに、必要な指導、助言又は援助をお願いします。

記

第 1 障害のある児童生徒等の就学先の決定

1 障害のある児童生徒等の就学先の決定に当たっての基本的な考え方

(1) 基本的な考え方

障害のある児童生徒等の就学先の決定に当たっては、障害のある児童生徒等が、その年齢及び能力に応じ、かつ、その特性を踏まえた十分な教育が受けられるよう

にするため、可能な限り障害のある児童生徒等が障害のない児童生徒等と共に教育を受けられるよう配慮しつつ、必要な施策を講じること。

(2) 就学に関する手続等についての情報の提供

市町村の教育委員会は、乳幼児期を含めた早期からの教育相談の実施や学校見学、認定こども園・幼稚園・保育所等の関係機関との連携等を通じて、障害のある児童生徒等及びその保護者に対し、就学に関する手続等についての十分な情報の提供を行うこと。

(3) 障害のある児童生徒等及びその保護者の意向の尊重

市町村の教育委員会は、改正後の学校教育法施行令第 18 条の 2 に基づく意見の聴取について、最終的な就学先の決定を行う前に十分な時間的余裕をもって行うものとし、保護者の意見については、可能な限りその意向を尊重しなければならないこと。

2 特別支援学校への就学

(1) 就学先の決定

視覚障害者、聴覚障害者、知的障害者、肢体不自由者又は病弱者（身体虚弱者を含む。）で、その障害が、学校教育法施行令第 22 条の 3 に規定する程度のものうち、市町村の教育委員会が、その者の障害の状態、その者の教育上必要な支援の内容、地域における教育の体制の整備の状況その他の事情を勘案して、特別支援学校に就学させることが適当であると認める者を対象として、適切な教育を行うこと。

(2) 障害の判断に当たっての留意事項

ア 視覚障害者

専門医による精密な診断に基づき総合的に判断を行うこと。なお、年少者、知的障害者等に対する視力及び視力以外の視機能の検査は困難な場合が多いことから、一人一人の状態に応じて、検査の手順や方法をわかりやすく説明するほか、検査時の反応をよく確認すること等により、その正確を期するように特に留意すること。

イ 聴覚障害者

専門医による精密な診断結果に基づき、失聴の時期を含む生育歴及び言語の発達の状態を考慮して総合的に判断を行うこと。

ウ 知的障害者

知的機能及び適応機能の発達の状態の両面から判断すること。標準化された知能検査等の知的機能の発達の遅滞を判断するために必要な検査、コミュニケーション、日常生活、社会生活等に関する適応機能の状態についての調査、本人の発達に影響がある環境の分析等を行った上で総合的に判断を行うこと。

エ 肢体不自由者

専門医の精密な診断結果に基づき、上肢、下肢等の個々の部位ごとにとらえるのではなく、身体全体を総合的に見て障害の状態を判断すること。その際、障害の状態の改善、機能の回復に要する時間等を併せ考慮して判断を行うこと。

オ 病弱者（身体虚弱者を含む。）

医師の精密な診断結果に基づき、疾患の種類、程度及び医療又は生活規制に要する期間等を考慮して判断を行うこと。

3 小学校、中学校又は中等教育学校の前期課程への就学

(1) 特別支援学級

学校教育法第 81 条第 2 項の規定に基づき特別支援学級を置く場合には、以下の各号に掲げる障害の種類及び程度の児童生徒のうち、その者の障害の状態、その者の教育上必要な支援の内容、地域における教育の体制の整備の状況その他の事情を勘案して、特別支援学級において教育を受けることが適当であると認める者を対象として、適切な教育を行うこと。

障害の判断に当たっては、障害のある児童生徒の教育の経験のある教員等による観察・検査、専門医による診断等に基づき教育学、医学、心理学等の観点から総合的かつ慎重に行うこと。

① 障害の種類及び程度

ア 知的障害者

知的発達の遅滞があり、他人との意思疎通に軽度の困難があり日常生活を営むのに一部援助が必要で、社会生活への適応が困難である程度のも

イ 肢体不自由者

補装具によっても歩行や筆記等日常生活における基本的な動作に軽度の困難がある程度のも

ウ 病弱者及び身体虚弱者

一 慢性の呼吸器疾患その他疾患の状態が持続的又は間欠的に医療又は生活の管理を必要とする程度のも

二 身体虚弱の状態が持続的に生活の管理を必要とする程度のも

エ 弱視者

拡大鏡等の使用によっても通常の文字、図形等の視覚による認識が困難な程度のも

オ 難聴者

補聴器等の使用によっても通常の話声を解することが困難な程度のも

カ 言語障害者

口蓋裂、構音器官のまひ等器質的又は機能的な構音障害のある者、吃音等話し言葉におけるリズムの障害のある者、話す、聞く等言語機能の基礎的事項に発達の遅れがある者、その他これに準じる者（これらの障害が主として他の障害に起因するものではない者に限る。）で、その程度が著しいもの

キ 自閉症・情緒障害者

一 自閉症又はそれに類するもので、他人との意思疎通及び対人関係の形成が困難である程度のも

二 主として心理的な要因による選択性かん黙等があるもので、社会生活への適

応が困難である程度のも

② 留意事項

特別支援学級において教育を受けることが適当な児童生徒の障害の判断に当たっての留意事項は、ア～オについては2（2）と同様であり、また、カ及びキについては、その障害の状態によっては、医学的な診断の必要性も十分に検討した上で判断すること。

（2）通級による指導

学校教育法施行規則第140条及び第141条の規定に基づき通級による指導を行う場合には、以下の各号に掲げる障害の種類及び程度の児童生徒のうち、その者の障害の状態、その者の教育上必要な支援の内容、地域における教育の体制の整備の状況その他の事情を勘案して、通級による指導を受けることが適当であると認める者を対象として、適切な教育を行うこと。

障害の判断に当たっては、障害のある児童生徒に対する教育の経験のある教員等による観察・検査、専門医による診断等に基づき教育学、医学、心理学等の観点から総合的かつ慎重に行うこと。その際、通級による指導の特質に鑑み、個々の児童生徒について、通常の学級での適応性、通級による指導に要する適正な時間等を十分考慮すること。

① 障害の種類及び程度

ア 言語障害者

口蓋裂、構音器官のまひ等器質的又は機能的な構音障害のある者、吃音等話し言葉におけるリズムの障害のある者、話す、聞く等言語機能の基礎的事項に発達の遅れがある者、その他これに準じる者（これらの障害が主として他の障害に起因するものではない者に限る。）で、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とする程度のもの

イ 自閉症者

自閉症又はそれに類するもので、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とする程度のもの

ウ 情緒障害者

主として心理的な要因による選択性かん黙等があるもので、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とする程度のもの

エ 弱視者

拡大鏡等の使用によっても通常の文字、図形等の視覚による認識が困難な程度の者で、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とするもの

オ 難聴者

補聴器等の使用によっても通常の話声を解することが困難な程度の者で、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とするもの

カ 学習障害者

全般的な知的発達に遅れはないが、聞く、話す、読む、書く、計算する又は推論する能力のうち特定のものの習得と使用に著しい困難を示すもので、一部特別

な指導を必要とする程度のもの

キ 注意欠陥多動性障害者

年齢又は発達に不釣り合いな注意力，又は衝動性・多動性が認められ，社会的な活動や学業の機能に支障をきたすもので，一部特別な指導を必要とする程度のもの

ク 肢体不自由者，病弱者及び身体虚弱者

肢体不自由，病弱又は身体虚弱の程度が，通常の学級での学習におおむね参加でき，一部特別な指導を必要とする程度のもの

② 留意事項

通級による指導を受けることが適当な児童生徒の指導に当たっての留意事項は，以下の通りであること。

ア 学校教育法施行規則第 140 条の規定に基づき，通級による指導における特別の教育課程の編成，授業時数については平成 5 年文部省告示第 7 号により別に定められていること。同条の規定により特別の教育課程を編成して指導を行う場合には，特別支援学校小学部・中学部学習指導要領を参考として実施すること。

イ 通級による指導を受ける児童生徒の成長の状況を総合的にとらえるため，指導要録において，通級による指導を受ける学校名，通級による指導の授業時数，指導期間，指導内容や結果等を記入すること。他の学校の児童生徒に対し通級による指導を行う学校においては，適切な指導を行う上で必要な範囲で通級による指導の記録を作成すること。

ウ 通級による指導の実施に当たっては，通級による指導の担当教員が，児童生徒の在籍学級（他の学校で通級による指導を受ける場合にあっては，在学している学校の在籍学級）の担任教員との間で定期的な情報交換を行ったり，助言を行ったりする等，両者の連携協力が図られるよう十分に配慮すること。

エ 通級による指導を担当する教員は，基本的には，この通知に示されたうちの一の障害の種類に該当する児童生徒を指導することとなるが，当該教員が有する専門性や指導方法の類似性等に応じて，当該障害の種類とは異なる障害の種類に該当する児童生徒を指導することができること。

オ 通級による指導を行うに際しては，必要に応じ，校長，教頭，特別支援教育コーディネーター，担任教員，その他必要と思われる者で構成する校内委員会において，その必要性を検討するとともに，各都道府県教育委員会等に設けられた専門家チームや巡回相談等を活用すること。

カ 通級による指導の対象とするか否かの判断に当たっては，医学的な診断の有無のみにとらわれることのないよう留意し，総合的な見地から判断すること。

キ 学習障害又は注意欠陥多動性障害の児童生徒については，通級による指導の対象とするまでもなく，通常の学級における教員の適切な配慮やティーム・ティーチングの活用，学習内容の習熟の程度に応じた指導の工夫等により，対応することが適切である者も多くみられることに十分留意すること。

3 その他

(1) 重複障害のある児童生徒等について

重複障害のある児童生徒等についても、その者の障害の状態、その者の教育上必要な支援の内容、地域における教育の体制の整備の状況その他の事情を勘案して、就学先の決定等を行うこと。

(2) 就学義務の猶予又は免除について

治療又は生命・健康の維持のため療養に専念することを必要とし、教育を受けることが困難又は不可能な者については、保護者の願い出により、就学義務の猶予又は免除の措置を慎重に行うこと。

第2 早期からの一貫した支援について

1 教育相談体制の整備

市町村の教育委員会は、医療、保健、福祉、労働等の関係機関と連携を図りつつ、乳幼児期から学校卒業後までの一貫した教育相談体制の整備を進めることが重要であること。また、都道府県の教育委員会は、専門家による巡回指導を行ったり、関係者に対する研修を実施する等、市町村の教育委員会における教育相談体制の整備を支援することが適当であること。

2 個別の教育支援計画等の作成

早期からの一貫した支援のためには、障害のある児童生徒等の成長記録や指導内容等に関する情報について、本人・保護者の了解を得た上で、その扱いに留意しつつ、必要に応じて関係機関が共有し活用していくことが求められること。

このような観点から、市町村の教育委員会においては、認定こども園・幼稚園・保育所において作成された個別の教育支援計画等や、障害児相談支援事業所で作成されている障害児支援利用計画や障害児通所支援事業所等で作成されている個別支援計画等を有効に活用しつつ、適宜資料の追加等を行った上で、障害のある児童生徒等に関する情報を一元化し、当該市町村における「個別の教育支援計画」「相談支援ファイル」等として小中学校等へ引き継ぐなどの取組を進めていくことが適当であること。

3 就学先等の見直し

就学時に決定した「学びの場」は、固定したものではなく、それぞれの児童生徒の発達程度、適応の状況等を勘案しながら、柔軟に転学ができることを、すべての関係者の共通理解とすることが適当であること。このためには、2の個別の教育支援計画等に基づく関係者による会議等を定期的の実施し、必要に応じて個別の教育支援計画等を見直し、就学先等を変更できるようにしていくことが適当であること。

4 教育支援委員会（仮称）

現在、多くの市町村の教育委員会に設置されている「就学指導委員会」については、早期からの教育相談・支援や就学先決定時のみならず、その後の一貫した支援についても助言を行うという観点から機能の拡充を図るとともに、「教育支援委員会」（仮

称) といった名称とすることが適当であること。

【本件連絡先】

文部科学省初等中等教育局

特別支援教育課企画調査係

〒100-8959 東京都千代田区霞が関3-2-2

電話：03-3875253-4111（内線）3193

FAX：03-6734-3737

E-mail：tokubetu@mext.go.jp

各都道府県・指定都市教育委員会教育長
各都道府県知事
附属学校を置く各国立大学法人学長
構造改革特別区域法第 1 2 条第 1 項の認定を受けた 殿
各地方公共団体の学校設置会社担当部課長
独立行政法人国立特別支援教育総合研究所理事長

文部科学省初等中等教育局長
瀧 本 寛
(公印省略)

「障害のある子供の教育支援の手引～子供たち一人一人の教育的ニーズを踏まえた学びの充実に向けて～」について (通知)

今般、新しい時代の特別支援教育の在り方に関する有識者会議報告(令和 3 年 1 月)及び中央教育審議会答申「『令和の日本型学校教育』の構築を目指して～全ての子供たちの可能性を引き出す、個別最適な学びと、協働的な学びの実現～(令和 3 年 1 月)」が取りまとめられ、障害のある子供の就学相談や学びの場の検討等の充実資するよう、「教育支援資料～障害のある子供の就学手続と早期からの一貫した支援の充実～(平成 25 年 10 年)」の内容を充実すべきとの提言がなされました。

これを受け、文部科学省では、障害のある子供一人一人の教育的ニーズを踏まえた適切な教育の提供や、就学後を含む一貫した教育支援の充実が図られるよう、また、障害のある子供の教育支援に携わる全ての関係者の指針となるよう、同資料の名称を「障害のある子供の教育支援の手引～子供たち一人一人の教育的ニーズを踏まえた学びの充実に向けて～」に変更するとともに、内容の改訂を行いました。その改訂の内容等は下記のとおりですので、十分に御了知の上、本手引の活用により、子供たち一人一人の教育的ニーズを踏まえた学びの充実を図っていただくようお願いします。

また、各都道府県教育委員会におかれては所管の学校及び域内の市区町村教育委員会に対し、域内の各市区町村教育委員会におかれては所管の学校に対し、各指定都市教育委員会におかれては所管の学校に対し、各都道府県の知事及び構造改革特別区域法第 12 条第 1 項の認定を受けた各地方公共団体の長におかれては所轄の学校及び学校法人等に対し、各国立大学法人学長におかれては設置する附属学校に対し、本通知の趣旨について周知を図るとともに、必要な指導、助言又は援助をお願いします。

第1 改訂の基本方針

1 一貫した教育支援の充実

障害のある子供一人一人の教育的ニーズを把握し、それに応じた適切な教育及び必要な支援を行う特別支援教育の理念を実現していくため、早期からの教育相談・支援や、就学後の継続的な教育相談・支援を含めた全体を「一貫した教育支援」とするこれまでの基本的な考え方は継続して重視したこと。

その上で、今回の改訂では、特に、教育的ニーズの変化に応じ、学びの場を柔軟に見直すことについて改めて理解を深め、一貫した教育支援の中で、就学先となる学校や学びの場における学びの連続性の実現を一層推進していくこととしたこと。

2 教育的ニーズの重視

今回の改訂では、特に、小学校等における通常の学級、通級による指導、特別支援学級といった学びの場の判断について、教育支援委員会等を起点に様々な関係者が多角的、客観的に検討できるようにするため、「教育的ニーズ」に関する内容やその取扱いについての充実を図ったこと。

3 就学先決定等のプロセスに基づく教育支援の質の向上

本人及び保護者、教育委員会及び学校等の共通理解の下、教育支援に関する情報の共有や整理・検討が行われ、市区町村教育委員会による就学先となる学校や学びの場の総合的な判断や決定が行われるよう、就学先決定等のモデルプロセスを再構成するとともに、各プロセスにおける基本的な考え方を明確にしたこと。

4 就学先となる学校や学びの場における教育機能等の具体化

障害種毎に、教育的ニーズを整理する際の視点を具体化するとともに、就学先となる学校や学びの場、障害の状態等を踏まえた教育の内容やその取扱い等の検討に資する記載を充実したこと。

5 情報の引継ぎ等を重視した対応

就労や進学等の教育支援の主体が替わる際、個別の教育支援計画の作成・活用により、情報の共有や引継ぎに取り組むことがより強く求められていることから、引き継がれるべき事項やその取扱いに関する記載を充実したこと。

第2 改訂の要点

1 「教育的ニーズ」に係る基本的な考え方の整理（第1編関係）

障害のある子供の就学に係る基本的な考え方を示し、「教育的ニーズ」について、①障害の状態等、②特別な指導内容、③教育上の合理的配慮を含む必要な支援の内容、

の三つの観点に基づき整理することを示したこと。

2 就学先決定等のモデルプロセスの再構成（第2編関係）

従前からの教育相談・就学先決定のモデルプロセスを、実際の就学に係る一連のプロセスに沿って、次の（1）～（3）に再整理し、それぞれ取組の基本的な考え方や留意点等を整理して示したこと。

（1）就学に関する事前の相談支援（第2章関係）

法令に基づく就学手続が開始される前の時期に、本人及び保護者を対象とした就学に向けた準備を支援する活動について、留意事項を充実して示したこと。

（2）就学先の具体的な検討と決定プロセス（第3章関係）

法令に具体的に定められている学齢簿作成以降のプロセスについて順を追って示すとともに、次のことについて充実して示したこと。

① 市区町村教育委員会による教育的ニーズの整理と必要な支援の内容の検討

市区町村教育委員会による障害のある子供の教育的ニーズの整理と必要な教育支援の内容の検討を一層充実するため、以下の項目を新たに示し、それぞれについて基本的な考え方を整理したこと。

- ・重複障害のある子供について
- ・特別支援学級と通級による指導等との関係について
- ・特別支援学級と通常の学級との交流及び共同学習について
- ・医療的ケアの必要な子供について
- ・障害のある外国人の子供について

② 教育支援委員会等による専門家からの意見聴取

小中学校に就学する場合において、どの学びの場（通常の学級、通級による指導、特別支援学級）がふさわしいかについても、教育支援委員会等を起点に、様々な関係者が多角的、客観的に検討していくことを示したこと。

更に、就学先の学校や学びの場の判断について、必要に応じて、都道府県教育委員会や特別支援学校は、市区町村教育委員会や小学校等に対する指導・助言を行うことを示したこと。

（3）就学後の学びの場の柔軟な見直し（第4章関係）

子供の教育的ニーズの変化に応じた、就学後の学びの場の柔軟な見直しが、更に推進されるよう、内容の充実を図ったこと。

具体的には、子供の教育的ニーズの変化の的確な把握や、その変化に継続的かつ適切に対応するため、在籍校と教育委員会が連携した学びの場の変更など、学びの場の柔軟な見直しに当たってのプロセスを充実して再整理したこと。

また、全ての関係者が学びの場の変更に関する理解が進むよう、学びの場の変更に関する事例（6事例）を新たに示したこと。

(4) 情報の引継ぎ（第3章の11関係）

就学や進学等の際における情報の引継ぎの重要性や、教育のデジタル化を踏まえた環境整備が必要であることを踏まえ、個別の教育支援計画の作成・活用に関する記述を充実したこと。特に、別途、文部科学省から発出した「個別の教育支援計画の参考様式について（事務連絡）」なども活用しつつ、支援の内容等に関する情報を切れ目なく確実に引き継ぐことが重要であることを示したこと。

3 障害種毎に教育的対応の充実に資するよう解説の充実（第3編関係）

教育的ニーズを整理する際に、障害種（※）毎に具体的に把握すべき内容の改善及び充実に図ったこと。

また、障害種毎に、それぞれの学びの場（通常の学級、通級による指導、特別支援学級、特別支援学校）の対象となる子供の障害の状態等についての解説を充実するとともに、教育課程の編成等について検討を行う際に理解しておかなければならない学習指導要領に関連した基本的な内容を充実して示したこと。

（※）Ⅰ. 視覚障害、Ⅱ. 聴覚障害、Ⅲ. 知的障害、Ⅳ. 肢体不自由、Ⅴ. 病弱・身体虚弱、Ⅵ. 言語障害、Ⅶ. 自閉症、Ⅷ. 情緒障害、Ⅸ. 学習障害、Ⅹ. 注意欠陥多動性障害

第3 別冊「小学校等における医療的ケア実施支援資料」

近年、小学校等に在籍する喀痰吸引や経管栄養等の医療的ケアが日常的に必要な子供（以下「医療的ケア児」という。）が増加傾向にあることを踏まえ、小学校等や教育委員会等における医療的ケアに関する体制の整備等の参考となるよう、手引の「別冊」として「小学校等における医療的ケア実施支援資料～医療的ケア児を安心・安全に受け入れるために～」を新たに作成したこと。その内容は以下のとおりであること。

1 医療的ケアの概要等と小学校等における受け入れ体制の構築（第1編及び第2編関係）

医療的ケアを実施するための学校の実施体制の整備や市区町村教育委員会等による総括的な管理体制の構築等について示したこと。

2 医療的ケア児の状態等に応じた対応（第3編関係）

医療的ケアの種類毎に具体的な内容を示すとともに、教職員が教育活動を行うに当たって留意することを示したこと。

本手引や関係資料については、以下のURLに掲載されております。

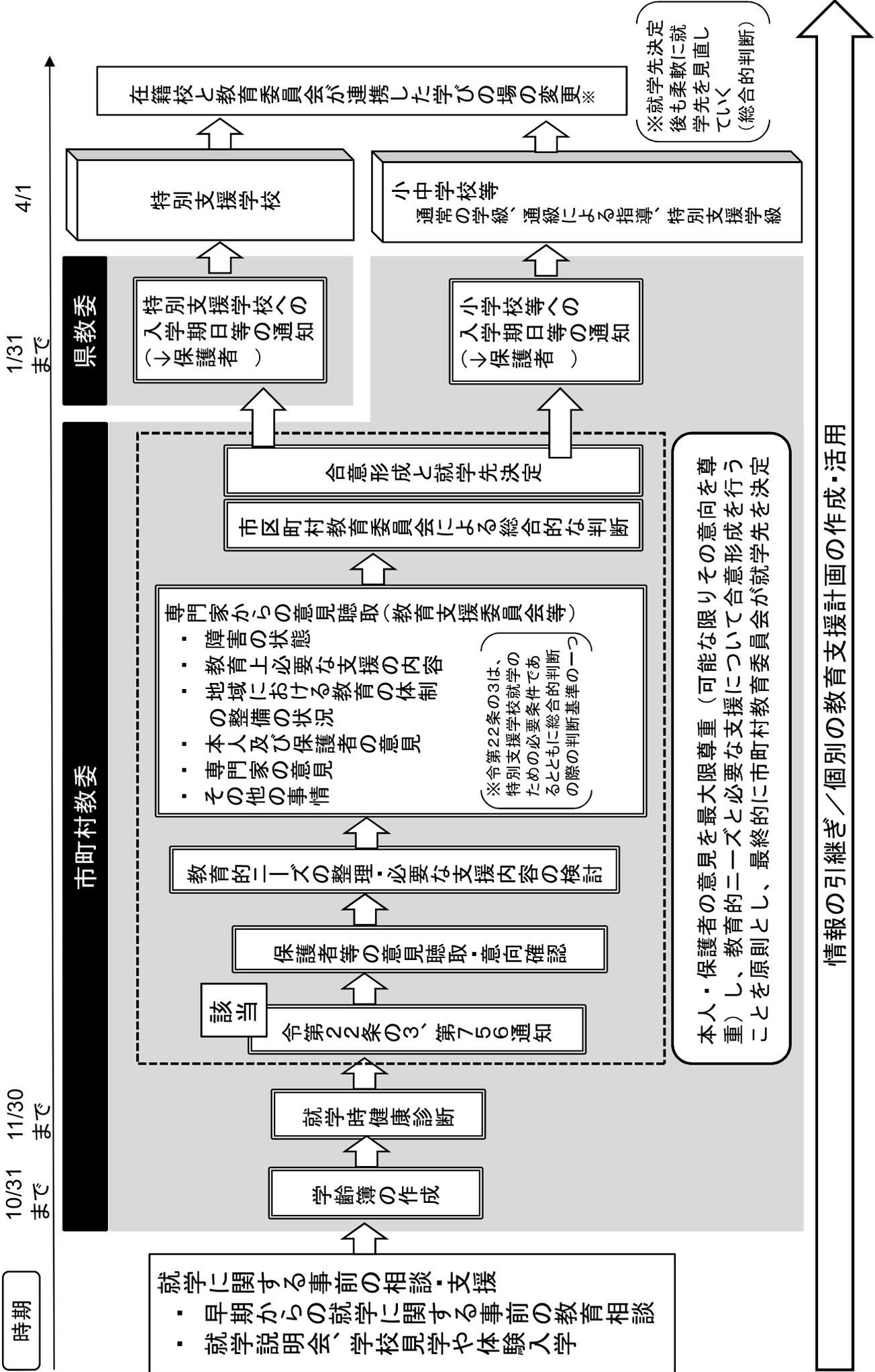
https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/tokubetu/material/1340250_00001.htm

【本件連絡先】

文部科学省 初等中等教育局 特別支援教育課 企画調査係

TEL:03-5253-4111(内線3195) E-mail: tokubetu@mext.go.jp

障害のある児童生徒の就学先決定について（手続の流れ）



障害のある子供の学びの場の決定について ―教育委員会の取組―

早期からの就学に関する事前の教育相談（本人及び保護者面談を含む）

市区町村教育委員会

【就学前からの健康診査との連携】

- ・ 1歳6か月健診、3歳児健診
- ・ 自治体によっては5歳児健診も活用可能

【就学に関する事前の相談・支援】

- ・ 本人及び保護者への十分な情報提供、啓発資料の作成と活用
- ・ 就学説明会の実施
- ・ 障害のある子供の早期発見と早期支援
- ・ 個別の教育支援計画の活用による支援
- ・ 早期からの就学に関する事前の教育相談（本人及び保護者面談を含む）
- ・ 対象となる子供の行動等の観察
- ・ 学校見学や体験入学の実施
- ・ 先輩の保護者や障害当事者等の経験に学ぶ機会の設定 等

【就学に関する事前の相談・支援を通じた情報の整理・共有】

- ・ 個別の教育支援計画の作成の開始

障害のある子供の学びの場の決定について ―教育委員会の取組―

法令に基づく就学先の具体的な検討と決定プロセス

市区町村教育委員会

- 10月1日時点の学齢簿を作成(10/31まで)
- 就学時健康診断(11/30まで)
- 就学先の検討に先立った、保護者等からの意見聴取・意向確認のための就学相談
- 教育的ニーズの整理と必要な支援の内容の検討
 - ・教育的ニーズを整理する際の3観点(障害の状態等、特別な指導内容、教育上の合理的配慮を含む必要な支援の内容)

市区町村教育委員会

教育支援委員会等(市区町村教育委員会)による専門家からの意見聴取

- 令第22条の3及び第756号通知の障害の状態等に該当する子供の就学先となる学校や学びの場を検討。
【検討すべき総合的な観点】
 - ・障害の状態、教育上必要な支援の内容、地域における教育の体制の整備の状況、本人・保護者の意見(可能な限り意向を尊重)、専門家の意見、その他の状況
- 保護者との合意形成に努める。 ※ 合意形成に至らない場合は調整が必要

市区町村教育委員会

- 教育支援委員会等による専門家からの意見聴取を踏まえ、市区町村教育委員会が総合的に判断し、最終的な決定を行う。
※ 22条の3該当か否か及び、どの学校や学びの場であるか。

- 22条の3非該当及び22条の3該当で、認定特別支援学校就学者ではないとされた場合

- ・市区町村教委において具体的な学びの場(通常の学級、通級による指導、特別支援学級)をさらに検討。

- 22条の3該当で、認定特別支援学校就学者とされた場合
- ・市区町村教委から都道府県教委に対し、認定特別支援学校就学者であることの報告(12月末まで)

都道府県・市区町村教育委員会

- 保護者に対し、入学期日等の通知(1月末まで)
 - ・ 地域の学校の場合、市町村→保護者(通常の学級、通級による指導、特別支援学級)
 - ・ 特別支援学校の場合、県→保護者(学齢簿には副次的な籍を記載)

入学前後の支援

都道府県・市区町村教育委員会

- 【入学に至るまでの様々な教育相談・移行支援】
- ・ 情報の引き継ぎ(個別の教育支援計画の作成等)

入学

- 【就学後の学びの場の柔軟な見直し】
- ・ 個に応じた適切な指導の充実
 - ・ 子供の教育的ニーズの変化の的確な把握
 - ・ 継続的な教育相談の実施
 - ・ 在籍校と教育委員会が連携した学びの場の変更
 - ・ 関係者会議などを通し、子供の教育的ニーズと必要な支援の内容を検討し、就学先等を柔軟に見直す(総合的判断)
 - ・ 学びの場の見直しに当たっての本人及び保護者との合意形成

障がいのある児童生徒の就学事務の手引

令和7年4月発行

宮崎県教育庁特別支援教育課

〒880-8502

宮崎市橘通東1丁目9番10号

電話 0985-26-7783

FAX 0985-26-7314